

あるだらうと思います。こういう立場で質問いたします。

まず第一に、児童行政の基本的な姿勢と申しますが、実は昭和三十八年に厚生省児童局において編さんをいたしました児童福祉白書を読ませていただきました。そうしますと、きわめて高い理想が掲げられておるし、その方向で順調に推移するならば、しかもこれが時期的にも、限界の問題でも、われわれの満足すべき方向でなされないとするならば、これはもう何をか言わんや、こう実は考えておるわけですが、しかし、現状見ますに、必ずしもそうではないのではないかと思われる節もだいぶあるわけでございまして、厚生省としての児童福祉行政の基本とするものは何か、こういうことについてお尋ねいたします。

○国務大臣(斎藤昇君) 厚生省の児童福祉行政に対する基本的な考え方方は、ただいま御指摘いただきました白書に掲げておりますとおりでございまして、何といつても次代をなう児童を、心身ともに健全に育成をするということが基本でございまして同時に、生活環境あるいは家庭の事情、また病気、障害等の事情から、そういうことの困難な児童に対しましては、直接あるいは間接に国あるいは公共団体が手を差し伸べて、そうして一人でもふしあわせな児童のないようにしていくというのが基本的な姿勢でございます。

○村田秀三君 もう少し表現上の問題として端的にお伺いをするわけですが、ややともすると、児童福祉行政というのは、何か足りないものを補つてやるとか、あるいは保護的な感覚をもつて今日まで行政が進められてきておる。しかも、それは世界的な傾向である。しかし、そりではなくて、児童の権利として、國も、そしてまた公共団体も社会もその責任というものを負うべきである。こういふうにこの児童福祉白書には厚生省の考え方として述べられておるわけです。端的に申し上げまして、少なくとも児童白書を編さんをいたしました。

た以降における児童行政の基本的な考え方方はこれであつて、しかも今日も、これから以降も、それは児童の権利として求めいくんだという姿勢であります。

ただいま申し上げましたのは、児童としては権利を主張するだけの年齢でもないし、したがつて児童に権利思想を植えつけてどうこうという考え方はありませんが、そのときの認識におきまして、児童の健康と権利をわれわれが認め、そしてその観点に立てやつていくという考え方でございます。

○村田秀三君 これはむずかしい、見方はいろいろあらうと思うのですが、三歳の児童が権利を主張するわけでもない。これは社会とおとなとの責任においてこれは保護すべきものだ、あるいは手当をすべきものという立場に立つのではなくて、いわゆる児童宣言、児童憲章の中に盛られた思想あるいは児童権利宣言の中に盛られているところの幾多の問題というのは、これは児童の権利として社会が保障していく、こういうことに理解をするわけですが、大臣のおっしゃられたのはその意味だらうと思いますが、それでよろしくうございまますか。

○国務大臣(斎藤昇君) そのとおりでございます。○村田秀三君 次にお伺いいたしますが、やはり白書を見てみますと、児童は危機的段階に置かれています。こういう表題が掲げられておるわけです。三十七年の国際児童連合の総会に出席したわが国代表が、帰国後行なった報告では、国々の児童は、いまや危機的段階に置かれておるという驚くべき反省があつて、そうしてその各国の反省の上に立つてわが国の実態を見た場合には、わが国の児童は、いまや天国はおろか、危機的段階にきてまいたところでございます。

いう報告もしているわけです。そうですね。

○政府委員(渥美節夫君) いまから六年前に児童福祉白書が厚生省から出版されたわけでございますが、そのときの認識におきまして、きわめて高

度の経済的発展のもとにおきまして、児童の健康と福祉の対策が非常におくれておる。たとえば、社会的な影響によります情緒障害児の発生でござりますとか、心身障害児の発生の問題でありますとか、あるいは働く婦人の増加の問題でありますとか、少年非行の増大の問題でありますとか、こ

ういうふうないろいろな観点から考えまして、児童は危機的な段階にある。したがつて、児童の福祉というものを強化しなければならない。かよう

な問題点を指摘されたのでございます。したがいまして、私どもいたしましても、その後このような認識のもとに、子供の健康と福祉につきまして、いろいろな点におきましてその対策を講じてまいっております。先ほど先生から御指摘ありましたように、そのころまでの行政が、いか問題のある子供たち、環境的に、あるいは身体的に、あるいは精神的に問題のある子供たちに対する対策が中心であつて、問題を起こす子供の根源である家庭に対する対策がおくれておるんじゃないか、こういうふうな認識もございまして。

したがいまして、その後一般家庭対策、子供たちの健全育成対策、こういった点に力を入れて進めたのでございまして、端的に申し上げますと、ざつといまから十年前、昭和三十五年度においておる、こういう表題が掲げられておるわけです。三十七年の国際児童連合の総会に出席したわが国代表が、帰国後行なった報告では、国々の児童は、いまや危機的段階に置かれておるという驚くべき反省があつて、そうしてその各国の反省の上に立つてわが国の実態を見た場合には、わが国の児童は、いまや天国はおろか、危機的段階にきてまいたところでございます。

○村田秀三君 予算を示されまして、児童の健全育成にも力点を置いて進めてきたという方向は私も認めておるわけであります。が、しかし、六年たつてということばがございましたが、當時危機的段階にあると認識をしたそのときの状態と今日まだまだ継続しているわけでございまして、新し

い社会経済に対応いたしましての新しい児童福祉行政というものは、さらに伸びていかなくちゃいけない、かように考えております。

○村田秀三君 いま予算の話がありましたが、六・七五倍になつておる、こういう言い方をしておるようですが、私は健全育成という面のみいま論点をしぼつて申し上げているわけでもないわけであります。私が非常に疑問に思つたのは、児童福祉白書の理想、そして施策の方向、こ

それをそのままに受け取って、そしていろいろその後のことを調べてみました。といいましても、なかなか、現状分析をいたしまして、こまかに数字を出すところまでいっておりませんが、厚生省の予算の内容を見てみたわけです。一般会計と、それから厚生省の比率の伸びを見てみたわけであります、厚生省全体といたしましては、三十八年に一二・六、三十九年に一二・三、四十年一二〇・一、四十一年は一二・〇、四十二年は一一六・四、四十三年は一五・三。厚生省の中の社会保障では健康保険であるとかさざざまとのものがありますから、これはまた別であります。が、それでも三十八年が一二二・五、三十九年が一一九・二、四十人が一一九・九、四十一年が一二〇・三、四十二年が一一五・七、四十三年が一一三・一。その中の社会福祉費は、三十八年が三〇・七、三十九年が一二三・四、四十人が一五・四、四十一年が一一八・九、四十二年が一一七・六、四十三年は一一七・三と、三十八年は児童白書が出された時点です。その時点では非常に高いのです。ところが、ずっと下がつていっているという傾向を私見たのです。同時に、昨年の十二月に社会保障制度審議会が出来ましたところの意見書、これを見ましても、四十一年以降は停滞しきみである、つまり社会保障制度審議会が答申をした計画が実行に移されておらないという点を強く指摘をしておったようあります。それをまさにこれは裏打ちしておるわけです。だから、健全育成の問題はともかくとしても、これを見ますると、必ずしも児童白書が指摘をいたしましたような方向で、いわゆる社会保障の問題も、あるいは児童福祉の問題も進展しておらないのじやないかという見方を私はしたわけであります。が、端的に言いましてどうなんですか、これは。

○政府委員(渥美節夫君) 先生のいまの御指摘の数字は、対前年度比の伸び率でございます。したがいまして、その当該年度あるいはその翌年度におきましての一般会計予算、その規模等の問題もござりますし、たとえば社会保障費全体につきま

してのお話でございましたが、それも毎年二〇二〇%あるいは二〇%以上伸びておりますと、その分母自体も大きくなっておりますので、その伸び率が多少鈍るという考え方もあると思いますが、社会保障費の中で児童福祉関係につきましては相当大幅に伸びております。たとえば昭和四十四年度におきましては、昭和四十三年度に比しまして一二六・七というふうに、児童福祉関係につきましては相当大幅に伸びております。これは一般会計予算あるいは厚生省予算の中でも、児童福祉に関する予算につきましては伸び率が非常に大きいというふうにも考え方されています。もちろん御指摘のように、児童福祉関係予算がそれ自体規模が小さいわけでございますが、伸び率が大きいという御批判もあると思いますが、私どもとしましては、児童の福祉につきましてはともかく努力をいたしまりまして、その当該年度の一般会計予算の伸び率よりも相当大幅な伸び率を示している、かように考えております。

○村田秀三君 あとでその予算的な内容を検討させていただきまして、それを申したいと思いますが、それはその程度にしておきたいと思います。

そこで、児童福祉行政の中ではさまざまな問題がありますが、大別いたしまして、一般児童対策と要保護児童対策というのですか、問題児、施設の問題、その中で要保護児童対策、心身障害児対策といいますか、まあ一口に先進諸国よりも十年おくれているということをいわれておるようですが、今日の対象児童、そうしてまた収容施設、収容人員等、その収容率というのはどの程度になっておるかという点についてお伺いいたします。

○政府委員(渥美節夫君) 児童福祉対策の中で、私どもが最も力を入れておりますし、また入れなければならぬ心身障害児対策についての御質問でございますが、心身障害児と一口に申し上げますと、中には、身体的な欠陥のある子供、それから精神的な欠陥のある子供、それからそれが重

複している子供、その中でもさりに、精神的におくれておられる子供の中でも非常に重度な子供あるいは中度な子供いろいろなございます。しかるは、このままで進むならば、やはり十年ぐらいいはかかるのじやないか。もつとこれをできるます。

そのほかございますが、総じて申し上げますれば、今までの施設整備のテンボでこの要収容児童に対しますする施設を提供するという計画につきましては、このままで進むならば、やはり十年ぐらいはかかるのじやないか。もつとこれをできるます。

それから、そういういた子供たちに対しまして、家庭において両親とともに、その両親を国が援助しながら指導していかなければならぬといふ子供、それからどうしても施設に収容いたしますて、保護をし訓練をしてあげなければならぬといふ子供、したがいまして対策といたしましては、いろいろ分化されるわけでございますが、いま指摘の、たとえば施設について申し上げますすれば、精神薄弱弱児関係につきましては、これは昭和四十三年四月一日の現状として申し上げますわれば、精神薄弱弱児施設に収容しなければならない子供たちの数は約四万七千でございます。そのうち約二万名が収容をされておる。それから精神薄弱弱児の通園施設におきましては、約九千八百名の子供を通わせなければならないと考えておりますが、そのうち三千名が通っている。重症心身障害児の子供、これはさつき私が申し上げました精神薄弱が重度であり、かつ肢体不自由が重度であるという重複した非常に重症な子供たちをさすのであります。が、こういった子供に対しまして、収容する必要がある子供さんが一万六千五百、これに対しまして現在では約四千のベッドを持っておる。肢体不自由児の子供について申し上げますれば、一万六千の子供を収容しなければならないのに対しまして、約八千三百程度が施設に入所している、かようなことに相なつておるわけでござります。

だけ早く整備してあげなくてはいけない、かよう
に考えて いるところであります。

○林虎雄君　いま村田委員から児童の権利を守る
ということ、児童憲章で明らかにされているこ
とを示されたのであります、実際にはなかなか
守られておらない面が多いように感ずるのであり
ます。いまお話をなった特に恵まれない多くの身
体障害者の施設というものが、かなり不十分であ
るというふうに考えますが、たとえば視覚障害
であるとか、あるいは肢体不自由児等の施設がき
わめて不十分であるということを痛感するわけで
はどのくらいござりますか。

○政府委員(渥美節夫君)　身体障害者の実態調査
などをなしておるわけでございますが、そのう
ち子供につきましては、身体障害の内容、たとえ
ば肢体不自由あるいははう、盲、このよくな症状
でございますが、こういった子供さん　相当いま
す。ただ、私のほうといたしましては、学校教育
の面もございます。それから家庭で訓練をすると
いう必要のある子供もおられます。したがいまし
て、施設に収容することが必要である、その施設
において訓練をするべきである、こういうふうにし
ぼつてまいりまして、調査した数字につきまして
申し上げますと、先ほど触れましたように、肢体
不自由の子供につきまして、施設に収容すること
が必要であるという子供は一万六千三百四十、そ
れから盲ろうあ児施設におきまして収容すること
が必要である子供さんたちは五千百七十、それか
ら進行性筋ジストロフィー症の子供さん方で、施
設に収容しなければならない子供さんが三千五
百、かような数字に相なって、その施設の整備計
画を推進しているところでございます。

人の肢体不自由の子供さんを収容して訓練し、治療しなければいけないのでございますが、現在の収容能力は約八千三百、こういうことになつております。

○林虎雄君 その施設の数はどのくらいでござりますか。

○政府委員(渥美節夫君) 約八十でございます。

○林虎雄君 古い資料ですが、身体障害児の種類別の数ですが、四十年八月一日現在、総數十一万六千、これはまあ収容を必要としないものもあると思いますが、この中で肢体不自由の人がある七万六千二百人というので、全体の六五%を上回つてゐるようありますが、いま御説明のように一万六千三百四十とすれば、約半数は収容されていると見えてよろしいわけでござりますね。——そこで施設もいろいろあるようであります。たとえば県立であるとか、または社会福祉事業団ですか、社会福祉法人ですか、そういうものが經營するものがあると思いますが、その数と分類はおわかりになりますか。

○政府委員(渥美節夫君) 先ほどの先生がお話しになりました昭和四十年八月に身体障害児の調査をいたしました。そのとき、肢体不自由、それから視覚障害あるいは聴覚障害、こういった子供さん全部を合わせまして十一万六千六百という数字でござります。この中でもやはり重度の方あるいは中度の方、それから軽度の方、それからさらに施設に収容することが必要であるかどうか、こういうふうにだんだんとしほつてしまつて、先ほど私が申し上げましたように、肢体不自由児施設に収容し、治療をし、訓練をしなければならないものが一万六千三百人、こういうふうなことになつてきているわけで、その数字の関連はそういうことでござります。八十の肢体不自由児施設が全国にございます。いまちょっと手元にこの経営主体別の資料を持っておりませんが、社会福祉法人、いわゆる民間の方がおやりになつていてる施設のほうが約三〇%くらいで、あとは都道府県立、つまり公立であると私は記憶しております。

○林虎雄君 いま社会福祉法人、民間で經營しているこの施設でござりますが、国の補助、それから県の補助並びに赤い羽根の募金とか宝くじとか、あるいは競輪、競馬等からの寄付でありますか。そういうものでまかっているようでありますか。

○政府委員(渥美節夫君) 肢体不自由児施設は、私どもの方針といたしまして、医療法上の病院といふ性格を持つております。したがいまして、肢体不自由児施設に支払われるお金は、健康保険の診療報酬で定められたお金が支払われるわけでござります。そのお金につきまして、国が八割、都道府県が二割ということで負担をしているわけでござります。しかしながら、御指摘のように、その病院であるといふ性格もございまして、やはりお医者さんの方不足、看護婦さんの不足、あるいは看護要員その他の不足と、その待遇の問題もございまます。そういう点でも一般の病院と同じように苦しきといふことは言えると思います。

それから同時に、この肢体不自由児施設は病院であるとともに児童福祉施設といたしまして、そこで働きます職員の方々、看護婦さん以外に保母さんでありますとか子供の指導員でありますとか、それから学齢児童対しましては学校教育といふことも行なつておるわけでござりますから、わざかではございますが、そういった施設の機能

が向上するよう、たとえば本年度予算におきましては、そういった施設におきまして保母、指導員を一人置くというふうな予算も計上いたしておるわけございまして、したがいまして、民間の施設におきましては、共同募金でございますとか、経営の面で民間の施設はかなり苦しいといいますか、無理をしているよう思いますが、そぞら、そういうものでまかっているようでありますか。

○政府委員(渥美節夫君) 肢体不自由児施設は、私どもの方針といたしまして、医療法上の病院といふ性格を持つております。したがいまして、肢体不自由児施設に支払われるお金は、健康保険の診療報酬で定められたお金が支払われるわけでござります。そのお金につきまして、国が八割、都道府県が二割ということで負担をしているわけでござります。しかししながら、御指摘のように、その病院であるといふ性格もございまして、やはりお医者さんの方不足、看護婦さんの不足、あるいは看護要員その他の不足と、その待遇の問題もございまます。そういう点でも一般の病院と同じように苦しきといふことは言えると思います。

それから同時に、この肢体不自由児施設は病院であるとともに児童福祉施設といたしまして、そこで働きます職員の方々、看護婦さん以外に保母さんでありますとか子供の指導員でありますとか、それから学齢児童対しましては学校教育といふことも行なつておるわけでござりますから、わざかではございますが、そういった施設の機能

が向上するよう、たとえば本年度予算におきましては、そういった施設におきまして保母、指導員を一人置くというふうな予算も計上いたしておるわけございまして、したがいまして、民間の施設におきましては、共同募金でございますとか、自転車振興会からの援助金でございますとか、あつせんなどもしているわけでござります。總じまして、まだまだ經營については國の援助が十分である、もっと努力しなければならない、かように考えております。

○林虎雄君 いまお話しになつたように、肢体不自由児施設は医療法上の病院であると、一面その他の子供の世話をする社会福祉事業といふものと二面的になつておるようです。したがつて、その経理が明らかにされなければならないわけだと、ありますのは、たとえば病院ですから外来の患者があるわけですね。外来の患者が来た場合には、その収入といふものが、常識では病院で収入した金は病院で使うのが通例だと思いますけれども、それが社会福祉法人が資産を持つていいわけですね、ほとんど資金を持っておらないのが多いと思ひます。ですからそれを回してしまうというところで問題になつていいのですが、一体この社会福祉事業をする社会福祉法人と医療といふことの二つが一体になつて、いるようでもあり、経営は別々のようでもあるが、これはどういうふうに厚生省では解釈をされておられるか、承りたいと思ひます。

○政府委員(渥美節夫君) これは先ほど申し上げましたように、経営主体は社会福祉法人でござります。社会福祉法人が經營するところの児童福祉施設であり、その性格は一面病院である。医療法に定める病院である。こういうことでございまます。社会福祉法人が經營するところの児童福祉施設であり、その性格は一面病院である。医療法

県知事の委任に基づきまして、児童相談所長が、その施設に収容、入院させるということを措置と申しますが、措置することである。措置されました子供に対しましては、国が都道府県とともにその費用を負担する。こういうことに相なつておるわけでございまして、したがいまして、民間の施設におきましては、共同募金でございますとか、自転車振興会からの援助金でございますとか、あつせんなどもしているわけでござります。總じまして、まだまだ經營については國の援助が十分である、もっと努力しなければならない、かのように考えております。

○林虎雄君 もう一点。自己資金を持たない法人が多いようありますから、したがつて経営もかなり苦しいといふことは、いろいろの医師であるとか看護婦であるとか、あるいは保母さんであるとか、職員の待遇問題にも響いてくるわけであります。ですが、先ほど承りますと、施設が八十あって、そのうち三〇%がいわゆる民間で經營しておると

いうわけですから、七〇%は公立、都道府県立とするような指導について、厚生省はどうのように考へておられるか。むしろ私は、これはできるだけ公立や都道府県立にしたほうが、均等した施設も待遇もできるように感ずるわけですが、局长さんの御意見いかがですか。

○政府委員(渥美節夫君) この点につきましてはいろいろな問題があると思います。と申しますのは、やはり最終的な責任は国あるいは地方公共団体にあるわけでございますから、どうしてもその施設ができない場合に、必要な施設ができない場合に、そのような地方公共団体で行なう、という必要があることは申すまでもないと思います。しかしながら、このような児童福祉施設あるいは病院の経営というものにつきましては、やはり民間の経営が長所を持つておるといふこともあると思うのでございます。現にそのようなバランスになつておりますけれども、最近の考え方といつましましては、都道府県がつくって、それを社会福祉法人に委託する。たとえば済生会であるとか赤十字など、あるいは肢体不自由児協会でござりますとか、あるいは民間の経営をさせる。こういうふうな方式を考えて、いわゆる公的的なものと私的なよさ、これをうまくアレンジするという考え方もございまして、地方の実情に応じましてそのようなことで經營をしていただく、運営をしていただくということを考えております。

○林虎雄君 いまお答えになりましたように、直接受けたところは県立というよりも、民間、社会福祉法人で經營したほうが妙味があるという点もあるうかと思ひます。ただ問題は、經營という問題が一番悩みます。

○政府委員(渥美節夫君) これはやはり医療スタッフの問題もございまして、県ではとてもでき

ないというふうな場合も最近は多くなつてしまりました。私どもいたしましては、やはり地方の、都道府県の実情に応じまして、たとえば県立病院の非常に多いようなどころでは、県でやるという場合には県でやつていただくとか、あるいは

そういうふうなこともないような場合には社会福祉法人に委託をするということで、これを特に積極的に指導するということはなしに、あくまでも

地方の実情に応じまして御相談に乗つていくといふのが現状でございまして、そのように今後も考

えたい、かように思います。

○村田秀三君 いま林委員の質疑の中でも明らかになりましたように、厚生省が収容、要収容といふふうに認定したそれと、現実われわれが見た場合と差異があらうかと思ひますが、いずれにいたしましても収容所が足りない、施設が足りないと

いうことは明らかに言えると思うんです。とりわけ、先ほど収容率ですか、厚生省が認定いたしました収容率でも半分にも満たないものがありますが、しかし、これは新聞で私承知したわけですが、これはきのうの新聞なんですが、身障児の父親が自殺をしたという記事が出ております。山形県でありますから、これは率からいえれば、これは山形県に限る問題であろうかと思ひますけれども、十分の一、二十分の一といふ、これは収容力しかねばならない。少なくとも、私も児童白書を見て、これは感銘したわけですが、歐米先進諸国では量的には徹底的にやつておる。しかしこれは単に次代をになう人づくりのためにやつておるにすぎない、児童の権利意識を認めた上での措

置ではない。非常に惜しまれてならないといふような書き方をしておるわけです。その思想に立つならば、いまやその時点で、いわゆる現状を分析した中につけて、これをいつの時点に解消させねばならないかというような計画が当然できておら

は、最も好ましい方式のように考えますが、これでは特に厚生省はこういう指導をされるお考えがござりますか。

○政府委員(渥美節夫君) これはやはり医療スタッフの問題もございまして、県ではとてもでき

ないというふうな場合も最近は多くなつてしまりました。私どもいたしましては、やはり地方の、都道府県の実情に応じまして、たとえば県立病院の非常に多いようなどころでは、県でやるという場合には県でやつていただくとか、あるいは

地方の実情に応じまして御相談に乗つていくといふのが現状でございまして、そのように今後も考

えたい、かのように思います。

○村田秀三君 いま林委員の質疑の中でも明らかになりましたように、厚生省が収容、要収容といふふうに認定したそれと、現実われわれが見た場合と差異があらうかと思ひますが、いずれにいたしましても収容所が足りない、施設が足りないと

いうことは明らかに言えると思うんです。とりわけ、先ほど収容率ですか、厚生省が認定いたしました収容率でも半分にも満たないものがありますが、しかし、これは新聞で私承知したわけですが、これはきのうの新聞なんですが、身障児の父親が自殺をしたという記事が出ております。山形県でありますから、これは率からいえれば、これは山形県に限る問題であろうかと思ひますけれども、十分の一、二十分の一といふ、これは収容力しかねばならない。少なくとも、私も児童白書を見て、これは感銘したわけですが、歐米先進諸国では量的には徹底的にやつておる。しかしこれは単に次代をになう人づくりのためにやつておるにすぎない、児童の権利意識を認めた上での措

置ではない。非常に惜しまれてならないといふような書き方をしておるわけです。その思想に立つならば、いまやその時点で、いわゆる現状を分析した中につけて、これをいつの時点に解消させねばならないかというような計画が当然できておら

ともっとこれはふえておるような傾向があると思われるわけですが、現在の進捗状況と、こういうことではなくて、いつの時点でこれを解消するというような目標を持って、一定の計画がおありなのかどうか、それをひとつ。

○政府委員(渥美節夫君) 現状がそのように非常に施設費が足りないという認識のもとに、逐年がんばつておるわけなんでござりますけれども、そしていま御指摘のように、私どもの中では年次計画というものをいま検討をしておる、たいへんおけばせなんでござりますが、検討をしておるところなんでござりますが、なかなかその年次計画がきちんとできない一つの問題点といたしましては、やはり何と申しましても、その職員の確保、さらにはその職員の養成という問題もござります。医師の不足、特にこういった肢体不自由児については整形外科の先生が必要でございますが、そのような医師の確保の問題、それから看護婦、保母、このようないくつかの職種の確保の問題がございまして、そういうあらうな重要な問題をあわせまして、いま年次計画を検討しておるというのが実情でござります。

○村田秀三君 まあ年次計画を検討しておるといふことですが、検討しておることを私はこれは信

用いたしますが、大臣どうですか、その検討の作業日程を早めなければならぬと思うのです。いろ

いろ数字をはじくり回しておるものもけつこうです

が、もうだれしもがひどいとわかつておるわけな

んでから、もう客観的に見て。だとすれば急がねばならない。少なくとも、私も児童白書を見

て、これは感銘したわけですが、歐米先進諸国では量的には徹底的にやつておる。しかしこれは単に次代をになう人づくりのためにやつておるにすぎない、児童の権利意識を認めた上での措

置ですから、これからもつくつしていく、いまの進捗状況であるならば十年かかる、こういうことであ

りますが、少なくとも今日危機段階は深まっており、交通事故による児童の肢体障害といふものは

ねばならないはずだと思うのですが、いま検討しておるということですが、検討しておるということではなくて、いつの時点でこれを解消すると

とならば、いつの時点で検討を終了して、計画案を策定し、そして予算措置も講ずるという具体的なものがあれば、これは大臣にもお伺いをいたし

たいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は来年度の予算要求を、そういつた年次計画を立てて、それに基づいて予算計画のできるようについてことを申し渡し

ておるのでございます。ただ心身障害児の施設だけではなしに、児童関係のいろいろな施設、その他

の社会福祉施設もござります。でき得れば予算編成までにそいつた施設の年次計画を立てたいと

考へておるわけでござります。

○村田秀三君 各施設とも共通して人的要件の整備というものが、あるわけであります。それと相まっていかなければなりませんので、事務当局で検討に入つてからもう二、三ヶ月たつておりますけれども、なかなか関連するところが多いものでありますから、まだ今日それを申し上げる段階ではございませんが、できればその時期までにいたしたい、そのよ

うなことをいろいろ検討を続けておるわけであります。

○村田秀三君 当局がそれだけの熱意を示しておるわけですから、大臣はこれを受けて、少なくとも予算編成期の中でこの計画ができるようになります。

もちろんそれと関連するわけですが、いろいろやりとりしてもいたし方ありませんから、この際申し上げるわけですが、この児童の一般対策として、児童の健全育成が最近叫ばれておることはもうろんです。こういうことがいわれております。

もちろんそれと関連するわけですが、いろいろやりとりしてもいたし方ありませんから、この際申し上げるわけですが、この児童の一般対策として、児童の健全育成が最近叫ばれておることはもうろんです。こういうことがいわれております。

○村田秀三君 が、これは確かに最近の話です。児童館であるとか児童遊園であるとかいわれておりますが、四十

三年度厚生白書を見ましても、児童館については大げさなものではありませんね、小規模は一万七

千二百、こういうことありますね、これはどの

六

程度のものかということになると、ちょっと町内会でその辺のあき地を利用したというもののも含まっていると私は見るわけですが、ここで少ないじゃないかと言つてもこれはいたしかたありません。したがつて、これを含めて、最近都市におけるこの交通事故の問題、児童対策、私が言わなくたってわかっているわけでありますから、皆さん。これも先ほどの計画に含めて、積極的な姿勢をひとつ示していただきがなければならぬと思います。

○政府委員(渥美節夫君) これは子供だけでござ
りますが、この國立言語障害児センターの設
置が計画されておるということではあります、こ
れは設立されたわけですか。

いませんで、おとなの方々も含めまして、昭和三十九年、国立聴力言語障害センターが設立されまして、いろいろな聴力障害に関する調査でござりますとか、その補装具、補聴器の問題でございますとか、したがつてその補装具の装着訓練あるいは聴力の訓練、言語の訓練、こういうものを行なつておるところでございます。

○村田秀三君　そうすると、それは視聴覚も含まつておると思ってよろしいのですね。

○政府委員(渥美節夫君)　これは言語障害、難聴等が中心でございますので、国立聴力言語障害センターにおきましては、視覚のほうは含んでおりません。

○村田秀三君 次に児童委員制度がござりますが、これまた児童白書を見ますと十二万七千三百三十名、これは三十八年当時ですから、いまはどう変更しているか聞いてもみなかつたわけであります、ですが、そう変わってはおらないわけですね。その中で相談員の活動、さまざまあるだらうと思ひますが、公式に資料に示されているのは、児童相談所へ通告したもの百六十名、福祉事務所へ通告したもの八百二十二名、児童相談所を経て児童委員によつて指導されたもの三百三十名で、十二万余名の児童委員の活動としてはいかがなものかと

書いてある。今日でもそういう状態ですか。
○政府委員(湯美節夫君) 児童委員の現在数は約十三万一千五百名でござりますので、その時代よりも多少えておるわけでございます。いま御指摘の数字につきましては、それは行政機関、たとえば児童相談所とか福祉事務所、そういったものに通告した数字でございまして、民生・児童委員自体は必ず地域におきまして家庭単位に問題を発見し、問題の相談に応ずるというところに大きな役割りがあるわけでございますが、その通告でなしに、相談という件数から考えてみますと、昭和四十二年度の実績でございますが、全部の相談、指導の件数は二百七十三万八千九百三十一件ということになつております。の中には児童福祉あるいは母子福祉、これは主として未亡人世帯の福祉でございますが、母子福祉あるいは精神薄弱者の福祉、それからまた生活保護、老人の福祉、身体障害者の福祉という内訳でございますが、この二百七十三万件のうち、児童に関する分につきましては八十九万件ということになつておなりまして、この民生・児童委員さんの御活動の中の約三分の一といふものが子供たちの福祉に関するものでございます。このうちからいろいろ問題点がありまして、行政機関に通告するということになつておるのでございまして、主たる機能でございますが、こういった相談、指導、発見といふ点につきましては、そのような活躍をしていただいているわけでございます。

書いてある。今日でもそういう状態ですか。
○政府委員(湯美節夫君) 児童委員の現在数は約十三万一千五百名でございますので、その時代よりも多少ふえておるわけでございます。いま御指摘の数字につきましては、それは行政機関、たとえば児童相談所とか福祉事務所、そういったものに通告した数字でございまして、民生・児童委員自体は必ず地域におきまして家庭単位に問題を発見し、問題の相談に応するというところに大きなその役割りがあるわけでございますが、その通告でなしに、相談という件数から考へてみますと、昭和四十二年度の実績でございますが、全部の相談、指導の件数は二百七十三万八千九百三十一件ということになつております。その中には児童福祉あるいは母子福祉、これは主として未亡人世帯の福祉でございますが、母子福祉あるいは精神薄弱者の福祉、それからまた生活保護、老人の福祉、身体障害者の福祉という内訳でございますが、この二百七十三万件のうち、児童に関する分につきましては八十九万件ということになつておまりまして、この民生・児童委員さんの御活動の中の約三分の一といふものが子供たちの福祉に関するものでございます。このうちからいろいろ問題点がありまして、行政機関に通告するということになつておるのでございまして、主たる機能でございますが、こういった相談、指導、発見といふ点につきましては、そのような活躍をしていただいているわけでございます。

ますが、しかし少なくとも付近の方々がそういう情報を知つておるとするならば、そのときこそ旧童委員の活動の母体ができるものであろうと思ふわけですね。これは新聞に出た一例でありますから、こんなものはもう数回ことしになつてからありますよ、こういう事実は。だとすれば、この児童委員の活動が、もちろん選任の方法であるとか、配置の状態であるとか、いろいろあります。どうが、少なくとも有機的になされているのか知らないのかという問題について、私は疑問を持つたわけであります、その点について、いや、今までの状態で十分であるというならば、それでもよし、こうしたいということがあれば、ひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(渥美節夫君) いま御指摘を受けました事件がございまして、たいへん残念なんですがございますが、しかしながら、民生・児童委員の方々は、絶えず地域におきましても、あるいはプロック単位におきましても、いろいろとその活動の状況等につきましての、いわば研修会といいますか、そういうこともやつておりますが、絶えず社会、経済の動きに即応いたしまして、地域において最もよく活動できるよう御精進されているわけでございます。私どもいたしましても、絶えずいろいろな問題、特に最近におきましては、子供の事故防止等の問題でございますが、そういう点につきまして御活躍いただくよう、いろいろな資料その他を差し上げまして、お願いをして、その活動がさらにうまく機能的に効果的にいくように、その指導といいますか、お願いをいたしておりますところをございます。

○村田秀三君 それと関連をするわけですが、福祉法において、市町村に児童福祉審議会を設置してもよろしい、県までは置くと、こうなつておりますが、置いてもよろしい、こうなつておりますが、現在児童福祉審議会が設置されておる状況をお伺いいたします。

○政府委員(渥美節夫君) 児童福祉審議会は、中央に厚生大臣の諮問機関として中央児童福祉審議

会がございます。それから都道府県には、これはすべて都道府県の児童福祉審議会でございまが、そのほかの市町村でございますが、現在大都市、それから小都市も多少ございますが、約三十ヶ所ばかりの市町村におきまして福祉審議会が設立されておるという報告を受けております。

○村田秀三君 私は指定都市を除いては皆無、こういうことを聞いておるわけですが、私も実はどちらかつであつたわけですが、この市町村の児童福祉審議会というものはなくないものなんですか。

これは児童局長に聞きますが。

○政府委員(渥美節夫君) 児童福祉法によりますると、中央児童福祉審議会、都道府県児童福祉審議会を置くことに相なつております。したがいきまして、そのほかの一般の市町村におきましては任意設置とということをございます。

○村田秀三君 法制上はそうですがね、これは率直に言いまして。だけれども、どうしてこれは、指定都市などと相当大きなところでございますが、それ以外には一ヵ所もないという事実を聞きましてね、実はあ然としたわけなんですが、そうすると中央と県に児童福祉審議会があつて、それは審議会の任務、権限というのはどういうものか知りません。県が諮問をして、そして答えを出して、それを市町村に直接指導すれば、それでよろしいということになるかもしれません、しかしあくまでも実際は、これは意見を具申するということもあるわけだけで、その地域の実情というものは、末端でなければこれは把握できませんよ、率直に言つて。これはどうしても、やはり今日の行政の体系といふのは、厚生省がきめたらすとおりでいつて、それだけで、下からは上がつてこない、事実は。だから山形県の問題もこれであり、東京都内の子供を殺すという問題も、全くそれと無関係であるうとは私は思わない。少なくとも末端におけるところの、いわゆる児童憲章あるいは児童権利宣言に示されているそのことが、單に國の政治とか地方自治体の政治ばかりではなく、國民の義務感、責任感というものを植えつける中から、有

機的な活動ができるようし向けていくために、は、これは市町村段階に児童福祉審議会がなくしていいかということになると、これはできるものでありますと私は思うんですね。ただし、同じ市町村でも人口三千ぐらいの村もあるかもしません。したがってそういうところはそこまでとりたてて言わなくてあるいはいいのがもしれないけれども、少なくとも今日の状態、そして児童福祉書の中においているところの理想を掲げるならば、これは市町村段階にも審議会をつくって、積極的な児童行政に対する国民の民主的な意見を吸い上げるというのが私は筋ではないかと思うのですが、大臣どうですか。

大臣は、四十五年に発足をさせたい、こう言っておられるわけであります。そのお気持ちにはお変わりありませんか。

準備もしなければならない。それもできれば私は審議会にはかゝってやる必要もあるんじやないだろ
うか。それから実施をしてみても、初めからもう

て、政府案としても、来年度予算の編成と関係をいたしますから、したがって、出し方がいろいろとむずかしいと思っております。思つております。

○國務大臣(大庭義昇君) その気持ちには変わりはないございません。
○村田秀三君 そうすると、発足させると、こう理解していいわけですね。
○国務大臣(大庭義昇君) 政府の本意ではないから

完全無欠なものということは無理なことだらうと
思います。今後こういうようになつていくべきだ
といふ、実施の結果を見て御方針をあらうか
と、かれこれ考えて二年と、こういうことにいた
へこつさぢやん、よ。審議会は既にと、こゝま

ですが、とにかく来年度の法律案の決定ができるまでに答申をいただけ
て、そういうようなことを念頭に置いて、まあ私は腹
の中ではあれやこれやと考えをいたしているわけ
でござります。

○村田秀三君 そうしますと審議会ができます。
◎国務大臣(吉田茂) 政府全体としてこの問題で決定いたしたわけではございません。私としては、四十五年度には発足できるよう最も善の努力をいたしたい。そしてまたその可能もあるであろうと、自分では考えております。

●村田秀三君 そういたしますと、法律が通つたならば直ちに設置をして、そうして政府の考え方を出す、答申はおそらくとも秋までに頼らうといふことをいたしたい、かよううに考えております。

○村田秀三君 あれやこれや考へるのは、私のほうも実は考へておるのです。と申しますのは、きょうは農民年金のことを聞くひまもなくなりましたが、農民年金も来年実施いたしたいということですね。まあ議論会案であつても、相当多額のこと

○国務大臣(斎藤昇君) 法の趣旨は、児童福祉に関する重要な事項を諮問し、あるいは答申を受けるためにそういう審議会を置くということになつておるわけでございますが、ただいまおっしゃいますように、いろいろ児童福祉関係の活動

ターケアを含めて二ヵ年とした。こういうようなことをおっしゃつておるわけです。したがつて私は来年度発足するもんだと理解をするわけですが、またそういう立場でこれからものを申し上げていくわけですが、審議会が訪置されると、どういう作業の日程を考えておられるのか。

○國務大臣(森藤昇君)　たびたび一ヵ年でいいんじやないかというお尋ねも受けておったんでありますが、まあ一ヵ年、私はこの法案が早く国会を

○村田秀三君 同じことを重ねて詰めるような言
い方をするわけですが、十二月、おそらくとも政府
が予算を閣議決定するまでにはこれはきめなければ
なりませんね、来年から実施するということであ
れば。数的なものも出てまいりますし、伴
わくば年度中に答申をいただくようにならしてい
と、秋よりももうちょっと、冬になりますか、願
と思っております。

しないものの、ある程度了解したようなものの言
い方をしているわけですから、そういう意味で
は、これは大蔵省も一体となって、政府一体と
なってやるべき筋合いのものだと、こう思うので
すね。私は、実施大臣としてこう思います、そ
の決意です、努力いたします、これだけでは、これ
は設置法が出されて、そして設置法の一部改正の
中で児童手当審議会が出されたときに、これはま
た引き延ばしじゃないか、こういう率直な気持ち

○村田秀三君 まあ言う必要もないかと思うんで

通つて、もう四月ぐらいには発足できるんじゃな

う予算もきめなければならぬということでありま

すか、民生委員が児童委員を兼ねておるといふことを承知しておる国民はいまはないぢやないかと思うんですが、率直に言つて。これはやはり末端まで厚生省の理想が浸透していないという一つの証拠でもあるかと私は思ふんです。そういう意味では早急に検討して、そして行政指導をなさるなり何なりひとつしていただきたい。

いか、かようと思つておられたんですかたなん
おそくなつてまいりました。ところで来年度、四
十五年度に実施いたしましたが、四十五年度の
秋ぐらいが最も早い時期だと思います。実際にい
たしますときには、法律を提案いたしまして、そ
うしてその法律が通るのは、もし四月か五月に発
足をしておれば、法律のまだ通らないうちに審議
会がなくなつてしまふということを考えられま
す。法律が通つて、そうして法律の御審議の段階
でいろいろと御意見もあるだらうと思ひます。そ
れも参考として、そうして政令その他必要な施行の

○國務大臣（斎藤昇君） 諸問のいたし方について
す。少なくともこれは十二月も早い機会に答申を
出していただかなければならぬ、私はそういう
ふうに踏むわけですがね。そうすると、そう理解
していいわけですね。来年度出発させる、それは
予算等も含めて出発させるんだと、私はいままで
の大臣の答弁で考えておる。新聞に発表されてい
るのを読んで、国民もそう思つておるということ
であれば、結局それに間に合うような作業日程が
組まれておるのだと理解するわけですが、それで
よろしいですか。

いしと思うのですよ。これはすと過去を調べてみると、おそれ入った話だと私は思うのですが、一番最初に問題提起されたのは昭和二十二年ですね、内容的には定まったものではないようあります。児童手当制度ということで政府の口から言わわれ始まつたのが三十五、六年ですよ。率直に申しまして十年たつわけですからね。また延ばすのかというように疑いたくなるような措置であつてはならないと思うのですね。だとすればやはり厚生大臣は、政治生命をかけてまでもこれはやるんだといふようなことは、新聞なんかにも出

○中尾辰哉君 先ほどもちよつとあなたのほうか
ら答弁がありましたけれども、いわゆる被保険者
となるための要件が、どういうことが満たされま
すと、日雇い保険法に適用されるのですか。

○政府委員(加藤威二君) 先ほど申し上げました
ように、就業の実態として、とにかく長期の雇用關係
ではなくて、毎日毎日使用されるとか、あるいは
臨時に使用される、そういう臨時的な雇用關係と
いうのが一つの前提でございます。それから雇用
された先といったしましては、健康保険の適用事業
所、これに雇われているもの、あるいは失対の事業

業に雇われている、こういうことが要件でござります。
それからさらに、給付を受けます要件といたしましては、二カ月間に毎日毎日保険料を納めることのため、被保険者手帳に印紙をはることになっておりますが、それを二カ月間に二十八枚あるいは六ヵ月間に七十八枚、それだけの印紙をはらないと給付が受けられない、そういう制限があるわけでございます。

筑技術労働者は、日雇労働者健康保険法に擬制適用をされると、こういうふうに聞いておるのでですが、また実際に実施されておるのでですが、この擬制適用につきまして、その内容について少し詳しく説明してください。

○政府委員(加藤威二君) 摘制適用制度でござりますが、これは日雇労働者健康保険法が昭和二十八年に制定されたわけでございますが、ただいま申し上げましたように日雇い健康保険の適用を受け、療養給付を受けますためには、たとえば二ヵ月間に二十八枚、二十八日分の保険料を払う。そういうような制限があるわけです。それから健康保険の適用事業所に雇われておる、これはまあ健康保険の適用事業所といふのは、五人以上の従業員を使つておる事業所でございまして、サービス業とか、そういうものを除いた事業でございますが、そういうところに雇われているという条件が

○中尾辰義君　擬制の件につきましてはわかりました
したが、擬制適用の設立認可基準、というのはどうぞさ
いますか。ありましたら、その概要について説明
してください。

その内容を簡単に申し上げますと、先ほど私
が申し上げましたように、「大工、左官等の技術
労働者の中には、適用事業所に使用される機会が
少なく、従つて適用事業所に使用される場合に
は、被保険者として保険料負担の義務を負うにか
かわらず、常態として受給要件を充足せず」――
これは三ヶ月に二十四枚はれないということです
ございまして、したがつて保険給付を受けることは
不可能で、本制度、保険制度の適用を受けられな
い者が相当ある。「しかししながら、これらの者の

○政府委員(加藤威二君) 確かに先生御指摘のよ
うな要望が私どものほうにもいろいろましゃってお
るわけでござります。私どもの方針いたしまして
ては、現在御承知のように日雇労働者健康保険が
膨大な赤字を抱えておるわけでござります。それ
で四十四年度末には累積赤字が八百六十億くらい
になるであろうという見通しでござります。それ
で今般、今度の国会に日雇労働者健康保険法の改
正案をお願いしておるわけでございますが、特に

切つたのでござります。これは役所の通牒でそういう制度に踏み切ったわけでございまして、法律的には若干疑問がござりまするけれども、一応行政措置として、そういう措置を行なつたわけでございます。

その内容を簡単に申し上げますと、先ほど私が申し上げましたように、「大工、左官等の技術労働者の中には、適用事業所に使用される機会が少なく、従つて適用事業所に使用される場合には、被保険者として保険料負担の義務を負うにかかる

○政府委員(加藤威二君) 確かに先生御指摘のよ
うな要望が私どものほうにもいろいろまいつてお
るわけでございます。私どもの方針といたしまし
ては、現在御承知のように日雇労働者健康保険が

にまだ施行されていなかつた。そういうような状態もございまして、したがつて、こういった建築労働者については、そういう適用事業所に使用されない場合も相当あるということを想定いたしまして、そういう人たちが任意組合をつくつてもらつて、その組合に雇用されるという擬制をいたしまして、そうした場合には、その組合が事業主というようなかつこうになつて、二ヵ月にたとえば二十八枚はるということにすれば、日雇い健康保険の適用を行なおう、こういうぐあいに踏み

雇い健康保険の法律に明記してあるのかないのか、私はさがしたけれどもない。これが一つと、法律にないから課長通達でやつた、そういうことがあります。ですが、その課長通達の内容を、大体要点だけでもけつこうです。

○政府委員(加藤威二君) 構制適用につきましては、法律上の根拠はないわけござります。したがつて通牒でございます。通牒は昭和二十八年の十二月に健康保険課長から都道府県民生部長あてに通牒を出しておるわけでございます。

○中尾辰義君 それで大体わかりましたけれども、いわゆる日雇い労働者といわれる方は、総理府の調査によりますと、労働力調査では二百八十八万人、また就業基本調査によりますと二百五十八万人、このようにいわれておるわけです。したがつて日雇い健保に加入していない人をまだほかに多くたくさんおるわけですね。したがつて新しい組合を作つくて、そうして擬制適用を受けたい、こういう希望もあるわけです。今後そういう希望者がある場合は、結成をあなたのほうで認めるわけですが

の家庭に行って大工や何かをやるということになりますと、そこでは適用事業所でございませんので、日雇い健康保険の切手をはるわけにはまいりません。それで、どういたしまして、せつかり事業所に行って一枚はつた分は掛け捨てになってしまふ。二ヶ月間に二十四枚はれなくなってしまう。こういうことで、まあ制度のある程度谷間に落ち込む、こういう現象が生ずるわけでござります。しかも昭和二十八年ごろには国民皆保険ではございませんでしたので、国民健康保険が全国的

○中尾辰義君 それじゃ、その擬制適用の組合がどのくらいあるのか、また組合員がどのくらいおられるのか、大体わかると思ひますけれども。

○政府委員(加藤威二君) 任意適用の組合数は百八十ばかりでござります。それから被保険者の数は三十五万でございます。

○中尾辰義君 ただいまの答弁がございましたが、擬制適用という件につきましては、これは日準をもってやつておるわけでござります。

れから、これらの者に対する適用については、これらの方をもって任意組合をつくるしてそれでやれということ。それから保険料の納付については、その当該事業所の事業主が保険料の納付義務を負うものである。したがつて、擬制組合においては、そういう任意組合の長が保険料の納付義務を負う。

その他こまかいことが書いてございますが、太体そのような趣旨の通牒を出しておるわけでござります。

あるわけでございますが、ところが大工、左官、瓦工、瓦屋根工などといった建築労働者の中の、いわゆる一人親爺の労働者の方々は、そういうようなこともあって、その建築をやるというようなこともあります。したがいまして、せっかく適用事業所に雇用されることがあるし、あるいは一般的の家庭に行つて、そこで建築を行つて、そして印紙をはる、十日分はる。ところが、あの十日なり二週間は、今度は一般的の個人が、あの十日なり二週間は、今度は一般的の個人

任意組合とそういうものをつくっていただく。そしてそういう組合の長がその事業主といふかつこううなりまして、そこに所属する建築労働者の保険料を確実に納付するという、そういう見通しがはつきりしている、そういうこと。それから、これは私ども実質上の基準でございますけれども、少なむとも一ヶ月に二十枚程度は保険料の納付をしてもらう、二十枚をはつてもうという要求をいたしております。したがつて二十枚はれないといふ

労働の実態は専ら適用事業所において使用されると見られ、雇労働者とほとんど同様のものであり、すべからく本法の適用を受けしめるのが適当であると考えられるので、「本法を適用するよう取り扱われたい」という前文がつきまして、あと具体的にはこの擬制適用の「取り扱いの対象となる労働者は、土木建築業に從事する大工、左官等の技能者及びこれに準ずる土建労働者であつて、適用事業所において使用されることが少い者」、そ

この擬制適用について問題がありますのは、これ
は日雇い健康保険全体の問題でございますけれども、御承知のように、日雇い労働者の保険料とい
うのは、現在二種類ございまして、一日二十円と
二十六円の二通りでございます。それで二十円と
いうのは、一日の賃金が四百八十円未満の日雇い労働者については一日二十円納めていただく、そ
の二十円を事業主と本人とが折半で十円ずつ納め
る。それから四百八十円以上の賃金の方には一日
二十六円、折半で十三円ずつ本人と事業主が納め
ていただいている、こういう制度になつていてるわけ
でございます。これが昭和三十六年からずっとと
値上げをしないで、固定した保険料、こういう形
になつておるわけであります。これが、財政が非常
に危機におちいつてゐる一つの点だらうと思ひ
ます。日雇い労働者は確かに賃金は低いわけでござ
いますけれども、やはり毎年毎年賃金のアップ
は行なわれてゐるわけでございます。しかし、保
険料は二十円と二十六円に固定されてゐる。そこ
で保険料と収入とのアンバランスができるし、も
ちろん医療給付との間に非常な格差が出てきてい
るわけでございます。ことに、擬制適用の被保険
者の方々といふのは土建関係の労働者でございま
すが、他のたとえば失対事業の日雇いの方々に比
べ非常に賃金が高いわけでございます。失対
事業の賃金はまだ一日千円になつていないわけで
ござりますけれども、この土建関係の擬制適用の
被保険者の賃金は三千円をこしておられる方々が
幾らもある、こういう状況でございます。その
方々も、しかし保険料は一日二十六円、大体二十
日分でございますから一ヶ月五百円程度の保険料
でございますと、千分の一十一・五にしかならぬ。一般
の労働者健康保険の被保険者では、御承知
のように千分の七十という保険料でございます
が、この擬制適用の被保険者の保険料を算算して
みますと、千分の一十一・五にしかならぬ。一般
の労働者健康保険の被保険者から千分の七取つ
ているのに、この擬制適用の被保険者は千分の十
一・五でございます。そういう状況でございま
す。それで、ほかのその他の日雇いさんの保険料

を換算しますと千分の十六・六むしろ所得の低い一般の日雇いさんのほうが保険料が割り高になつてゐる、こういう状況でございます。そういう状況でございますので、結局この擬制適用の方々は、法律の筋からいえば、国保、国民健康保険に所属すべき方々がもう大半でございます。その国保の保険料に比べてはるかにこの擬制適用の保険料が安いものでございますから、ものすごい勢いでこの擬制適用の被保険者がふえてきておるわけでございます。で、昭和二十八年にこの擬制適用をつくりましたときはわずか一万数千人の被保険者であったものが、最近にはもうそれが三十五万になつておる。これは非常に保険料が割り安なものでございますから、どんどん流れ込んでくる、こういうことでございます。これが日雇い健康保険の非常に財政上の問題を引き起こしている大きな原因の一つとわれわれは考えているわけでございます。そういう意味で、まあ筋からいたしますると、その擬制適用の認可基準に合つたものはほとんど認めいくべき筋ではあると思いますするけれども、日雇い健康保険の現在の財政状況等を勘案いたしまして、この保険料を改正して、ある程度適正な保険料に直した後にまた新規加入というものを考えよう、こういうことで、現在は、いろいろ御要望ござりまするけれども、擬制適用の組合の新しい認可というものは、この法案が通つて保険料の関係が是正されるまでは、しばらくお待ち願いたいということでお待ち願つていていうのが現状でございます。

うでやつておいて、そうしてだんだん加入者がふえていったら、もうこの辺でやめてくれと、こういうことでは、財政上の問題はともかくとして、これはあなた、何人も法のものと平等である、これは憲法の趣旨からも当然なんですねけれども、ある組合は擬制適用にされる、ある組合はされないと、ということは非常に不平等だ、そういう点が私はどうも納得いかないのですが、この点は厚生大臣いかがですか。

○國務大臣(齋藤昇君) おっしゃいますように、まことに擬制適用というものは妙なもので、私もこれは法律違反だと思うのであります。法律にないことをやつているわけでありますから。しかしながら、まだ国保が実施されない、国民皆保険になる前のこととござりますから、当時の様子を聞きますと、国会その他でも各党の非常な御要望でありますということと、事実上そんな擬制適用といふ制度をつくったんだろうと思うのであります。しかしそれが、この保険経済がそれでうまく運営されているなら格別、この擬制適用のためにまた格段と赤字があえてくる。そして保険料の値上がりは絶対反対だということでは実情に合わないと、いうことから、とにかく新規の加入は一時中止をするのだという通達を出して今日まで最近きていたる模様でございます。私も、中尾さんのおっしゃいますように、これは法律にないことであつても、行政措置としてやつていいこともありますから、国会でもそれを認めていただいたわけでありますから、その制度はいいとして、しかしながら、同じ条件のものにある者が、前に設立の認可をもらった者だけはいいけれども、その當時まだそんなことも知らなかつたというような者についてはもうだめなんだというのもひど過ぎると私は思うわけであります、実際は、しかし一面、保険経済というものがありますから、したがつて、いま提案をいたしております法案の御通過を願つた段階におきまして、不公平のないように一べん嚴重に検討をいたしたい。かように思つて、いるのです。

○中尾辰義君 どうも私は納得いかないのですがね。國民皆保険ということ今まで厚生省は大いに宣伝をして、やっと今日こういうような状態になつたのです。そうして、財政上の問題だけでどうもぐあい悪くなつた、これ以上は加入してもらうのは困ると、そういうことは、ちょっと筋が私は通らぬと思うのですがね。それは国保だって、健康保険だってみな赤字だ。それだから新規の健康保険に入る人もやめてくれ、また国民健康保険は赤字だから新規に加入するのはやめてくれ、こういうことを言えますか。その点はいかがですか。

○國務大臣(齋藤昇君) この擬制適用の方は、國民皆保険になりました今日は国保に入るべき人で、あって、またはいれるわけでござります。したがつて、保険から排除するわけはどうぞいません。いままでの既得権的な安い保険料で、そうして本人は十割給付、それを考慮したことであつて、保険から排除するわけではございません。しかしながら、そこにそういう不均衡があることは、同じ職種、同じ立場の人について取り扱いを異にするとはいけないから、したがつて、ただいま提案をいたしております法案を通過をさせていただいたら、その段階において私は再検討をいたすべきものだと、かように考えております。

○中尾辰義君 それはね、保険から排除するわけではないとおっしゃるけれども、もともとこれ厚生省が出しておるのでしよう、通達を。あなたのところでこれは種をまいたのですからね。そのあと始末をしなければならないのです。これは、その辺、これは課長が一体この通達を出す権限があるのか、それも私は疑わしいのですけれども、自分のところでこういうふうに擬制適用をやるからやってくれ、それであなた今日になつてから、それはこういう差別的待遇をつけるのはどうも私ども納得いかないのですよ。それで、そういうふうに法律上問題があれば、これを法律に明記すればいいじゃないですか。財政上の問題は日雇い健康保険の値上げが通つてから考えるそうですが、そ

れならば値上げをするかわりに、こういう案もあるとか、いろいろな何かあなたのほうで少し考へなければ、値上げだけやつてくれ、あとは考へる、こういふことでは全く油あげをさらわれたようなもので、あとどうなるかわからない。だからその点を、まあ時間もありませんので、これは将来、日雇い健康保険の法律に明記するのかどうか、その点ひとつ大臣の御意見をお伺いして、それでやめましょ。

○國務大臣(斎藤昇君) これは医療保険制度の抜本改正の際に一緒に検討をいたしたいと、かよう考へております。

○中尾辰義君 ですから、あなたは社会保険審議会におきましては、この擬制適用というものは将来は廃止しない、日雇い健保に適用するというようなことをちゃんとおっしゃつておるよう私は聞いているのですがね。その点いかがですか。

○國務大臣(斎藤昇君) その際に、制度といたしましていまの擬制適用というようなものを法律に明記するか、あるいは他の方法でやるか。いずれにしましても、今日の擬制適用を受けている方々の待遇がまずくならないようにいたしたい、そういう趣旨でございます。

○岩間正男君 ます伺いますが、看護婦不足の問題は非常にいま大きな社会問題であり政治問題になつてゐるわけですね。そういう中で、この原因といふものはいろいろあると思います。これは政府の定員抑制政策にもあることははつきりしている。これをこの前われわれが総定員法の中で議論したわけです。しかし同時に、労働条件、これが非常に過酷だということ、もう一つは待遇です。賃金の問題ですね。これが非常に低賃金になつてゐる。こういう事態にあると思うのですが、こういう点から、私は主として労働条件と賃金の問題についてお聞きしたいと思うんです。

最初に、こういう問題を解決するためにどういう一体政府は現在施策をとつておられるか、伺いたい。

○國務大臣(斎藤昇君) 看護婦問題はまことに緊急なもので計算してみたのだが、それは年間七万足らずでやめましょ。

重要な問題になりつつあります。ただ、一番の問題は看護婦さんの数が足りない。その原因はどこにあるか、いまおっしゃいますような待遇の問題もありますが、これと看護婦が高まつてしまつた。これに伴つての養成の問題もござりますので、両々相まって検討をいたします。

○岩間正男君 検討をして事態に備えたいということではもう追いつかない状態だとと思うのです。これはほんとうにもう深刻な事態になつて、現在そのためにいろいろな闘争が起つてゐる。それがほんとうにもう深刻な事態になつて、かだだと思いますが、そこで具体的にお聞きしますが、この三年間に五千五百万円の金を出して、看護業務改善費としていろいろな改善について考えた。こういうことであります、どれだけのこと

ができたのですか。

○説明員(北川力夫君) 御承知のように、看護婦の勤務体制の問題につきましては、特に夜間の問題につきまして、四十一年に行政措置要求に関する人事院の判定が出たわけでございます。この中には夜間の勤務体制を整備するため必要な環境の整備でござりますとか、そういうようなことをもございまして、主として私どものほうは、たとえば休憩、休息室の整備でござりますとか、そういう物的な施設整備の面で必要な改善を加えてまいつたわけでございます。

○岩間正男君 私は具体的にどれだけのことをやつたかということを、いままでの実績としてお聞きしているわけです。時間の関係からデータだけ出してもらつてけつこうです、いままだだつたら、あなたたち、そのうち主として休憩室のこれらは設備改善をやつたのですが、これはどういふことになりますか。たとえば私、計算したの

でも計算してみたのだが、それは年間七万足らずで計算してまいりますか。たとえば私、計算したのですが、三年間に五千五百万円ということになりますので、そういう意味合いで、本来の人員の面に重点を切りかえて措置をしてまいつておるようになりますが、次第でございまして、なお、しかしながら、整備の面で不十分な点がござりますれば、既定の予算もござりますから、そういう面につきましては

ますね。こういふことでは休憩室一つとつてみますても、これで十分できたということですか、どうなんですか。

○説明員(北川力夫君) 確かに計算の上では二百六十一施設があるのでございまして、そういうことになると思いませんけれども、他の病院、療養所の中にはすでに整備をされております病院も相当多數あります。また療養所の中にも現在整備中でありますから、そういう意味合いで、ただいま仰せになりました予算というものは、そういった整備の行なわれていないところにつきまして重点的に予算を投下をいたしまして整備をいたしたようになりますから、そういう意味合いで、ただいま仰せになりました予算というものは、そういった整備の行なわれていないところにつきまして重点的に予算を投下をいたしまして整備をいたしたようになります。したがいまして、七万とか、そういう少額のものには必ずしもなつております。

○岩間正男君 それではデータを出してくださいます。本年から打ち切つたのです。本年から打ち切つたのですね。これはどういわゆる勤務体制の問題につきまして、四十一年に行政措置要求に関する人事院の判定が出たわけでございます。この中には夜間の勤務体制を整備するため必要な環境の整備でござりますとか、そういうようなことをもございまして、主として私どものほうは、たとえば休憩、休息室の整備でござりますとか、そういう物的な施設整備の面で必要な改善を加えてまいつたわけでございます。

○説明員(北川力夫君) 本年は特にこういった勤務環境の改善ということで、岩間委員も御承知のように、夜勤の改善というあなたの必要な人員といたしまして、二百六十一名の増員を行なつておるわけでございます。今まで二年間の間は仰せのとおり、人員ではなくて、もっぱら施設整備の面でやつてまいつたわけでござりますけれども、本年は大体急いでやらなければならぬといふふうな整備が一応終わったような状況でござります。

○説明員(北川力夫君) 本年は大体急いでやらなければならぬといふふうな整備が一応終わったような状況でござりますので、そういう意味合いで、本来の人員の面に重点を切りかえて措置をしてまいつておるようになりますが、次第でございまして、なお、しかしながら、整備の面で不十分な点がござりますれば、既定の予算もござりますから、そういう面につきましては

ますね。これはどうしますか。これは厚生大臣にお尋ねします。

○岩間正男君 この写真で拝見しました限りにおきましてはまことに不十分だという気があつたって、そんなところで横になれますか。これを見てください。実際写真とったのだ。写真ならまだきれいに出ているけれども、たいへんなものです。だから、実態を見なければダメなんだ、これは全然。これはもう屋根裏部屋のような、と打ち切つたことになりますか。ここに写真があります。写真をとったのです。全く物置きですよ、施設がいいことを誇っている国立がんセンターです。だから、実態を見なければダメなんだ、これは厚生大臣見てください。

○説明員(北川力夫君) こういふことは、粗末なことです。全くこれは、粗末なことです。全くこれは暖房、それから冷房なんというものの管があつて物置きだ。これが一番施設がいいことを誇っている国立がんセンターです。だから、実態を見なければダメなんだ、これは厚生大臣見てください。実際写真とったのだ。写真ならまだきれいに出ているけれども、たいへんなものです。だから、実態を見なければダメなんだ、これは厚生大臣見てください。

○説明員(北川力夫君) これがどうしますか。これは厚生大臣お尋ねします。

○國務大臣(斎藤昇君) 入れて——少なくとも夜勤の問題が大きくなつて、すぐに看護婦の健康に響いてくるわざです。したがつて、休憩室ぐらいはもう少しこれまで計算すると、五千五百万円たつて、これでも一応で

きたなどと言つていますけれども、これは全く話になりません。全くこれは焼け石に水だというふうに私は考えるわけです。こういう点について第一にただしておきたいと思うのです。

それから、いろいろ聞きたいこともありますけれども、時間の関係からこれは省いてあとに回しますが、夜勤回数の問題、それから生理休暇がどうなっているかという問題、それから夜勤勤務中に実際休憩休息をどれだけとっているかというよな問題、こういう問題も私たち調べているわけです。夜勤回数なんかは三十八年の十月では九・四回、四十一年七月では八・九回、こういうようしたこと、これは医務局次長のこの前の答弁として出ているようですが、したがって、われわれは実際にやっている全医療の人たちの調査なんか聞いたわけです。これはもう調査対象が三千五百五十三人、これは昭和四十二年十二月ですが、これは平均は九・九日、それから昭和四十三年の九月には四千四百四十一人で調べてますが、これは九・四日、こういうことになっているのですね。生理休暇なんかどうかです。生理休暇どういふうにとられておりますが、ちょっとお聞きします。どういうふうにつかんでいますか。端的に答えてください。時間がない。非常に制限されたいる。協力しなければならないから。調べてないですか。

○政府委員(松尾正雄君) 生理休暇の具体的な回答はいまここに持つておりますが、申し出があればすべて認める方針でやつております。

○岩間正男君 そういうことになつてないのであります。申し出たいけれども出られない状態になつてゐるのです。こういう状態知つてありますか。一日でもとつてゐる人は、昨年一月から八月までとつてゐる人を調べてみると一二・七%、九〇%近くが全くとつてない。とれない状態になつてゐるのです。だから、申し出があればどちらなどという、こういう国会答弁で事態を糊塗し

ちやならぬと思うのです。これはだめです。情勢がそうなつております。

それから休憩時間ですね、この取得状況も、これは全医療の調査で、明示どおりとするというのは一六・一%、明示されてもとれないので四六・五%、明示なし三〇・五%、こういう数字になつております。私は、このところで議論をしていますと時間がありませんから、そこで、こういう問題、最もいま一つのネックになつているのは、看護婦さんたちの切実な要求として保育問題がある。それからもう一つは夜勤手当の問題、これが非常に切実な問題じゃないかと思います。そこで、これはどうですか。保育所について、どう一体対策をお考えになつてあるか、これはぜひまた厚生大臣の考え方伺つておきたいのですが、こ

れは非常に切実な問題じやないかと思います。それは非常に切実な問題じやないかと思います。

○岩間正男君 これは経済的な負担なしには、やはりとか何とか計画だけあなたのほうでつくつたつてしまつがないことなんですね。大体全国で現

在私たちの調査では二十施設ある。それが全医療

がこれは建てて、それから運営し、しかも資金、設備、それから保母の人事費、こういうことを非

常に並々ならぬ苦労をして、からうじて運営さ

れてるという実態だと思います。私は看護婦

の不足を解消するという問題の中に、一つの非常

にこれは大きな要求になつてることです。こう

いう点から当然手が回らなければだめです。した

がつて、当然これは国が厚生行政の一環として、

こういうものを運営するというそういうところに踏み切らなければならぬと思うのですが、こう

いう点について厚生大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(斎藤昇君) ただいま医務局長が答えましたとおりで、まことにこれは実行上とてもむずかしい問題だと思います。ことに夜間勤務の看護婦さんについて、お子さんを夜も続けて預かるという保育所といふことになりますと、一そらむづかしいと端的に思いますが、そのむずかしさをひとつ何とかして克服してまいりたい、そういう気持ちで検討いたしていきたいと考えております。

○岩間正男君 特別な勤務をやつてるんですけども、地域保育所がなかなか夜おそくまで預かるということも困難である、こういうような実情からみまして、私

な勤務なんでしょう。だから当然厚生省のこれは

かつてまいりたいと思います。ただ三十人というような人員を持つております児童福祉法にいう保育所という規格に到達いたしますためには、これはなかなか一病院では困難な事情も出てくるかと思います。その場合には、当然、児童福祉法にい

う保育所との間にいろいろな調整をはからなければならぬ問題が出てくるかと思ひます。私は、このところで議論をしておりますと時間があつませんから、そこで、こう

いう問題、最もいま一つのネックになつているのは、看護婦さんたちの切実な要求として保育問題

がある。それからもう一つは夜勤手当の問題、これが非常に切実な問題じゃないかと思います。そ

こで、これはどうですか。保育所について、どう一体対策をお考えになつてあるか、これはぜひまた厚生大臣の考え方伺つておきたいのですが、こ

れは非常に切実な問題じゃないかと思います。

○岩間正男君 これは経済的な負担なしには、やはりとか何とか計画だけあなたのほうでつくつたつてしまつがないことなんですね。大体全国で現

在私たちの調査では二十施設ある。それが全医療

がこれは建てて、それから運営し、しかも資金、設備、それから保母の人事費、こういうことを非

常に並々ならぬ苦労をして、からうじて運営さ

れてるという実態だと思います。私は看護婦

の不足を解消するという問題の中に、一つの非常

にこれは大きな要求になつてることです。こう

いう点から当然手が回らなければだめです。した

がつて、当然これは国が厚生行政の一環として、

こういうものを運営するというそういうところに踏み切らなければならぬと思うのですが、こう

いう点について厚生大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(斎藤昇君) ただいま医務局長が答え

ましたとおりで、まことにこれは実行上とてもむ

ずかしい問題だと思います。ことに夜間勤務の看

護婦さんについて、お子さんを夜も続けて預かる

という保育所といふことになりますと、一そらむ

づかしいと端的に思いますが、そのむずかしさを

ひとつ何とかして克服してまいりたい、そういう

気持ちで検討いたしていきたいと考えております。

○岩間正男君 今度の看護婦の養成、それから補

充、不足を解消する、そういう計画ですね、そ

う中に入りますが、入りませんか。これは入ら

なければ私はナンセンスだと思うんです。実際こ

ういう重大な特殊な勤務ですよ、ある意味ではほ

（いまのお話だといふと、これは職員の福祉の問題として考へるか、これだけじゃないんです。一番大切なのは、やっぱり國の、私は厚生行政の重要な一環としてこの問題を解決するかどうかというところに負けやならないと、こう主張しているわけですね。こういうもの、当然、世の中に通りませんよ、これは。特に看護婦のこういう特殊な勤務にかんがみて、当然これについては保母の養成なんかについても独自な考へでなければいけないし、それはお手のものでしよう、厚生省。それできなんですか、そういうことをやつたとしてもだれも國民納得する。これはしなきやならぬ。しなきや解決しない。いかがですか、厚生大臣。

○國務大臣（斎藤昇君） 看護婦問題の一環として十分考へてまいりたいと思います。

○岩間正男君 次にお聞きしますが、夜勤一回について現在は幾ら出ておりますか、手当は。

○政府委員（松尾正雄君） いわゆる夜勤手当といつましては百円、そのほかに一時間当たりの賃金に給料に応じた百分の二十五というものが追加されます。

○岩間正男君 百分の二十五。これはどこでもやつてることで、問題はこういう特殊勤務に対する一回百円、これはいつきまつたんですね。

○政府委員（松尾正雄君） 四十年の八月の一日から実施をされております。

○岩間正男君 そうすると、もう四年たっているわけですね。それでどうですか、賃金はこの間に――非常に國家公務員の賃金は不足だと思います。給与は不十分である。それでも四回くらい上がっているわけですね。そういう中で百円といふ

のは据え置きになつてゐるんですが、これは大蛇改善が要請されているんじゃないですか。これは当然、この問題について検討されていいと申されなければならぬ時期になつてゐると思うんです。が、いかがですか。

○政府委員(松尾正雄君) 四十年にきまりました百円という夜間の看護手当というものが今日の実態から見まして、また看護婦のそういう夜勤の実態という条件から見ましても、きわめて不當に安いというふうに私ども考えております。これははづかひとつ近いうちに増額できるような努力をしたいと思っております。

○岩間正男君 夜勤の特殊性から夜中に帰るということも交代であり得るわけでしょう。そうすると、一時ごろになる。そうすると、交通機関なくなつて結局タクシーを頼む、こういうような事態になりますと、百円というのはこれは問題にならないわけですよ。こういう点から考えても、私は不足代の保障なんというものがなければ、結局は不完全な休息室に仮眠をするということが起こつたものにいるわけですよ。これがどんなにまた看護婦さんの健康を心しぱんでいるか、私はできたら夜中の実態をつかんだらいいと思うんで。ここまでいきかなければ行政なんというのは血の通つたものにならぬですよ。看護婦をあやすなんて言つたつて、これは全く空想なんです。こういう実態をおつかみになつておられますか。

○政府委員(松尾正雄君) 夜勤が終わりまして深夜に引き継いだあと、御指摘のよう夜中に帰る人もおります。看護婦宿舎に帰られる方もおります。またタクシー等を使って帰れるような環境で勤務しておる方もありますし、また同時に、それを使つても帰れないという疗養所もあるわけであります。それらの実態に応じまして、先ほど御指摘のような仮眠室等の必要性というものを具体的にそれぞれ検討されなければならぬと存じますけれども、同時にタクシー代がいいか悪いか別といたしまして、少なくとも夜勤手当というものについては、今日の実態で百円というものではもう

○岩間正男君 とにかく百円というのには、これはきめた當時も、いまの百円というのはどういうふうのだからわれわれの生活体験でわかつてゐるわけですが、それには大幅にやっぱり改善しなければいけない。実態に即応しないですね。私はこういふ事情を二、三点あげたわけですが、そのほかにもたくさんあると思うんですね。こういう点について家庭が切实にこのことを願つてゐる。ということは、看護婦さんのこのようなく過酷な勤務条件あるいは待遇条件と、いうものが家庭にがたがた響けの問題じやないんです。何よりも看護婦さんにて総合的な改善をやはり本気になつてやらなければいけない。実態に即応しないですね。私はこういふ問題は解決しません。単にこれは看護婦さんだけの問題じやないんです。家庭崩壊の大きな原因になつてゐるのもここにあるんですよ、やっぱり看護婦をやめるというのは。そうしてもう一つは、有資格者の半分も現在就業していないのでしょう。こういうこともここにある。だから抜本的改正ということを佐藤総理も言つたが、こういうようなところを、これはほんとうに抜本的に考えなければならぬ。

私は最近、看護婦さんの家族の人が漏らしているこういう実態を聞いてゐるんです。ちょっとと読み上げてみましよう。これは厚生大臣よく聞いておいてください。「看護婦などの夜勤規制に関して、人事院判定があるなんて家族には想像もできません。事実が余りにも相異するからです。」このような判定のあることを管理者は知つてゐるのだろうか。とても知つていらっしゃるとは信られない。知つていれば家族の苦労を考えれば、この判定くらいは実現されねばならないはずなのに――。最近とくに家族の育児負担、妻の休息への配慮、保育、教育で家族の労働負担が強化されています。華夜勤の時、妻は午後三時半に家を出る。四時半から翌日午前零時まで勤務。夕食は不規則、深夜の人と交替。職場の仮眠室、通風等家庭より悪いため熟睡できず、私の勤務をたたずけるべく急いで七時帰宅。これが三日続いた翌

日、そのまま帰らず普通勤務につくこともある。深夜の時、午後八時半出勤、九時半から翌午前零時まで仮眠室仮眠、短かい眠り。午前零時から午前八時半まで勤務。帰宅、午前九時半または十時、私は顔を見ない。これが三日続く。早出もある。家族も妻も疲れる。こんな日々をこれから生活するためには何十年も続けていかなければならないとは「、この暗たんとした家庭のこれはおそらく看護婦さんの御主人の私は手記だというふうに思うわけでありますけれども、こういうものをやつぱりつかまないことには、これは政治にならぬじやありませんか、厚生大臣こういう実態御存じですか、どうですか。

○國務大臣(齋藤昇吾) 先ほども申し上げましたように看護婦問題は、いま当面の最も緊急な大事な問題になつております。ただいまお読み上げになられたのもその一端であろうと、かようにも考えておりますので、そういう実情を踏まえまして抜本的に緊急に改善をいたしたい、かように思います。

○岩間正男君 家庭の破壊なき看護制度、これは日本の医療制度の土台をなすものであります。この点を私は厚生大臣に強く要望したいと思います。

最後にお聞きしたいのですが、これは人事院ですが、昭和四十年五月のいわゆる夜勤判定は、さらに判定にとどまらず、人事院の施限または代償権能として性格からも当然これを規則化すべきであるというふうに私たちは考えるんですが、これをやる意向がありますか、どうですか。当然私はそこまでいかぬというと、これは話にならぬと思いますけれども、この点について人事院の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) 夜勤回数の制限について人事院規則をもつて規制したらどうかと、こういう御質問でございますが、実はその点につきましては四十年に判定を出す際にも触れているところでございまして、当時、組合からの要求の中に人事院規則をもつて規制してもらいたいという要

求に対して、その同じ判定の中での夜勤回数、夜勤件と密接不可分の関係があるので、そういう勤務環境等の改善の推移とともにらみあわして判断すべきで、一律にこれを規制するのは適当でないと、こういう判断をしたわけでございます。その後四年間ばかりいたしますが、遺憾ながら人事院判定の趣旨は、その原因はどこにあるか一応別といたしまして、いまだ十分実現されておらないという点、まさに人事院としても遺憾に思つておる次第でございますが、何ん先ほどお話をございましたように、看護婦さんの絶対的な不足という問題が根っ子でございますので、かりに人事院規則をもって月八日というふうにきめましても、それで簡単にそれが解決できるような性質のものではないというふうにも判断しておりますので、人事院規則をもつてそのような実行不可能な規則を設けることはいかがかと思っておるわけでございます。ただ、人事院としましても、この問題についてはは判定を出しちばなしで、それで責任は免れたということでは決してございませんで、その改善の推移、またいかにしてこれが実現できるかということについて重大な関心を持っておるわけでございます。やはり何と言いましても、この看護婦という職業を魅力あらしめるものにしなければいかぬ、それには先ほどお話をございましたような勤務条件の改善ということが根本だと思うわけです。その中には当然給与、待遇改善という問題がございますが、これにつきましては先ほどお話をございましたような、夜勤手当の一回百円というものはあまりにも少な過ぎるのじやないかというお話をございまして、私のほうとしては何らかのそのような改善の勧告がなされるもので、その結果いかんにもよるところでございま

す す

が、そのような態度で臨んでいきたいと思いま

任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

たします。

○岩間正男君 これは人事院総裁の出席をほんと
うは求めた、わけですよ、もう右顎左へんする必

「異議なし」と呼ぶ者あり

よう決定いたします。

午後一時二十六分休憩

午後二時三十九分開会
○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会
を再開いたします。
参考人の出席要求についておはかりいたしました

宮内庁法の一部を改正する法律案審査のため、同法律案審査中、必要に応じ、新東京国際空港公団の役職員を参考人として出席を求めることがあります。その人選、日時は委員長に御一任願いたいと存じますが、さよう決することに御異議ございませんか。

○委員長(八田一朗君) 御異議ないと認め、さよ
う決します。

○委員長(八田一朗君) 宮内庁法の一部を改正す

○北村陽君　宮内省長官見えておりますから質問する法律案を議題いたします。
質疑の方は順次御発言を願います。

いたしますが、総務長官は見えておられますか。
○委員長(八田一朗君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村暢君 まず総務長官に、来られていきなり
で失礼ですが、基本的なことで伺つておきたいと

思いますが、総理府の、特にきょうは宮内庁法でござりますから、宮内庁の今後の行政機構の改革に対する基本的な考え方、これをひとつどういう

ふうに考えておられるか、総務長官にお伺いをい

ましては、宮内庁 자체におきましても検討中のことでござりますので、先ほどちょっと申し上げたのであります。宮内庁は宮内庁としてのかなりの特色を持つてゐる。したがつて、人事等の取り扱いにつきましては、私ども現在の扱い方ではたして十分なのかどうかといふ点につきましては、なお検討すべき余地があると考えておるのであります。そして、多少その点、一般的行政機関とは異りました扱いをする必要があるのではないか。この点も私どもの検討の対象になつております。形式的には先ほど申し上げましたように、総理府の三条機関という形でござりますけれども、やはり宮内庁の特色といたいものは漸次検討していく必要があるのじやないかという点は、私どもも今日考えておる次第であります。

官庁であることは御指摘のとおりでありますから、私は行政機構の改革ということは、行政の簡素化、能率化、こういうことで、人員も三ヵ年五ヵ削減をする、宮内庁も例外なしにそれを適用されているということなんですが、先ほどから言われているように非常に特殊な官庁である、これはそのとおりですが、どうも私には宮内庁という役所の業務といふものは、他の行政官庁と違つて、行政需要の合理化というような点からしても、またその業務量の増加というような点からいつても、また、その業務量の増加というような点からいっても、時代の進むにつれて、非常に行政需要の急激に増大する役所もあるわけですが、宮内庁というところは私は非常にしきたり的なことが多くて、時代の進展とともに急に業務量がふえたとかどうというようなことは、これは私はあまり大きな変化というものはないじゃないか、他の官庁と比較してですよ、比較してないのではないか、こういうふうに思われるんです。したがつて、行政機構の改革というような点からいえば、行政の簡素化ということが一般にいわれているのですが、どちらかといえば現状維持的な感じが非常に強いのじやないか。改革するとしても、なか

なかしきたりを重んずる役所ですから、思ひ切った改革と、いうのはなかなかできにくい。簡素化といつてもなかなか簡素化できないのじゃないか、こう思っているんです。したがって、総務長官に、行政機構改革の基本的な考え方は何ですかと、こういうふうにお伺いしている。ところが、すでに宮内庁は行管の行政改革三ヵ年計画の推進について行管が指示をし、それに対して宮内庁では検討をし、報告されているはずなんですよ。そこで宮内庁長官に、どういう考え方で、こうとしておるか。そうして行管との連絡はどういうふうになつてあるか。こちら辺のところをお伺いしたい。したがって、総務長官には、どうも来られた早々で突然質問しましたから、行政改革に臨む態度等について、宮内庁に指示なり何なりをされておるのかどうなのか、その点、どういう考え方立つてこの指示をしたのか。したとすれば、そういう点をお伺いしたかったのです。

○説明員(宇佐美毅君) 宮内庁の行政機構につきまして、普通の官庁と差があるのであるうといふことはございまして、もとより宮内庁法の定めるところによりますと、皇室に関する国家事務を扱うということ意味において、法律的な意味におきましては國家事務を扱うということございまして、権能、権限というものが憲法に限定されて、政務に關係しないといふ立場におられます。それで同時に、國家事務を扱うために宮内庁の職員は公務員であることはもちろんでござりますが、しかし、非常に何といいますか、御家庭のいわば私的なこともだれかがお世話をしなければならない、そういう面から、公務員は全然私的なことに関係なしといふわけにはまいりません。やはり私的なこともお助けするという一つの特色がございまして、こういう意味から申しまして、その人事の面においても特別職といふようなものが他の官庁と違つた意味において相当多数認められるという状況にあるかと思います。これはまあ御承知でございましょうが、外国の例を見ましても、イギリスのごときは、イギリスの宮内庁と申しますか、皇室の事務を取り扱う者は、大体、王室で採用された人で、國家公務員というのは財政その他の関係の数名の人であるよう聞いておるのであります。しかし、やはり最近、世の中の変遷に伴いまして、恩給の支払いというような問題

めに減員される。牧場関係におきましても、三里塚から今度は宇都宮に移るという前提におきまして、面積も減る、仕事も合理化するというふうな関係で、百三十人近いのが百一名といくらいいに減員をするというようないま状況でございまして、宮内庁としてはなかなかへんなどとに一べんにぶつかってまいったわけであります。いろいろあつたしまして、その職員に不平なくこの問題が整理できるよう、前から検討いたしましたして、大体特別な不満もなく何とか処理ができるべきでございます。そういうために、先ほどもお話をございました、古くから残っている仕事で当然いまの時代でやめるべきものをやめるとかいうふうなことも行なつてまいりましたし、病院なんかも、いろいろな科まで減らしてまいつたわけでございまして、とにかく何とかおさめる努力をいたしておるわけでございます。しかも、仕事としてはいまの時代に合うようだんだん合理化の意味もまぜていきたいと思う次第でござります。

行政機構につきましては、これは政府では人員のことにつきまして、三ヵ年間の減員についての指示がございました。しかし、行政機構のほうもかねてから行政改革の問題に取り組んでおられまして、考えることがあつたら何か一応出してはどうかということをございまして、きわめて短時間でございましたので、十分な審議をいたさないで、ただ、事務的にこうしたらわれわれとしては能率がいい、都合がいいというようなことを二三書いて出したのでござります。ただ、最も根本的な問題は、一体、宮内庁というものが、いまは総理大臣の管理にありまして、したがって、総理府の外局として総務長官の監督という関係に立つておるわけでございます。したがって、予算、人事その他が総務長官を経て内閣に上がつておるわけでございますが、かつての行政審議会におきますのでありますけれども、そういうものが出来まして、これは大事な問題の一つとして、内閣に直属するというような意見も出ておりました。そういう根本的な問題がいろいろ考えられると思う

りませんと、実は本式な、どういうふうにしたらいいかというのがちょっとまだわれわれとして見てはつきりしたところが出ておらないわけです。内閣といふものをどうされるかということをよく伺つてから、われわれもそれに合わせて検討いたしたい、こういふうに考えております。

○北村暢君 いまお聞きのとおり、宮内庁長官は、宮内庁そのものの地位を決定するような基本的な問題が解決しないというと、宮内庁の内部の組織、機構等についても案がきまらないといふふうな御意見のようございましたが、内閣としては、宮内庁の機構そのものについて検討したことがあるのですか。それともまた、行管の管理局長を見ておりますが、行管としてもそういう問題について問題点としてあがつたことがあるのかないのか。私どもはあまり聞いておりませんんで、この点、総務長官、行管管理局長からそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(床次德二君) ただいまの問題はまだ、総理府自体といたしましては伺つておりますが、総理府自体の改組並びに内閣官房と申しますか、内閣自体と申しますか、さような意味の案があるやに承つておるのであります。現行におきましては、先ほど申し上げました外局という地位でございまして、いいかどうかという点は、内部におきましても検討しておりますが、基本的に内閣府あるいは総理府と申しますか、総理庁と申しますか、そういう御意見がございました際には、内閣府といふものを設けて、この付属機関として宮内庁を置くと、どうような考え方方が出ておりまして、そういう御意見も承つておりますし、またその他いろいろの御意見は承つておりますが、

○北村暢君　内閣府の問題が検討事項として臨調の答申にもすでに出ておる、これは私どもも知つておりますが、その内閣府の問題が解決しないと、いうと、現在の総理府の機構の全体の問題として結論が出ない、こういう点はわからないわけじやない。しかし、この点はまだ本格的に総理府でも行管でも直接の問題として検討しておらないといふのでしよう。これは将来のことであつていま問題にならないわけです。そこで、先ほど宮内庁長官から御答弁ありました、次長さんによろしゆうござりますから、行政管理庁に行政改革案を提出しておるわけでしょう。その内容について説明をしていただき、考え方を述べていただきたい、このように思うわけです。次長見えておりませんか、どなたか。長官でなくても——長官がそういうことおわかりになつておつたら長官でもいいのですけれども。

○説明員(宇佐美毅君)　いつでございましたか、昨年、行政管理庁のほうから、何でもいいから——何でもいいからということばは悪いのをございますので取り消します。とにかく思うところを出してみてはどうかという、非常に時間を切ったお話をございまして、私どもとしましては、たとえばいま申し上げましたような臨時調査会の、内閣府を置くということ、あるいは現行のような総理大臣の管理で総理府の外局として進むかというような、基本的問題によつていろいろ違つてまいると思います。しかし、このことは宮内庁だけで考えてもなかなか根本がきまらないとやつても進まないことになります。そういう前提が先ほど申ししたとおりございまして、いろいろ議論が尽きないのでございますが、ただ、宮内庁の部内として考えてみますと、いろいろないま侍従職とか、東宮職とか、管理部とか、書陵部、いろいろ部がございますし、財政的には皇室経済主管というようなものが官房に置かれておるというよ

うなことでございまして、これを事務の便宜から整理いたしまして、たとえば経済あるいは物品を扱うような経理局を置くとか、あるいは、式部職がいま外交関係——外交と申すと変でございますが、外務にに関する儀式とか、そういうものを扱っておりますが、この組織もいろいろな変遷がございまして、いまは式部官長というのが長で、その下に副長が外事と儀式と二つございますが、こういう問題も、対外的には各国の大使がじかに交渉に見えますことが非常に多うございますので、式部官長というものを、大使級、すなわち証説官級にしてはどうかとか、あるいはその下に次長を置いて、官長のさしつかえのときに代理がで起きるようにしてはどうかとか、いろいろな、少しこまかになりますが、考案を一応まとめておるわけでございます。それから、宮内庁に病院がございますが、これは皇族及び皇族だけでもあれでございまして、平素職員もあれしておりますが、これも戦前から古い歴史がある病院でございまして、この所属を付属機関とはつきりするというような点について、若干の希望という形でまとめたものを出したことがございます。この程度でございます。

○北村暢君　幾つか触れられたようですが、大事な点である部を局にするという案、書陵部、管理部をそれぞれ局にする、それから經理局を新設する、こういうのが出ておるようでございます。これは出して引っ込められたんですか。いま説明なかつたようですが、どうなんですか。

○説明員(宇佐美毅君)　いま御質問にございましたとおりに、一応、案としましては現在の部を局としてはどうかという一応の案は出ておりません。で、別段引っ込めるということもいたしておりません。そのまま、昨年提出したままでになっております。

かどうなのか。この点はどのようにお考えになつてありますか。そしてまた、部を局にするというのはどういう趣旨でされるのか、こうしたことなんです。

○説明員(宇佐美義君) 現在の部をただ局という名称にいたしまして、その下にはまた部を置くという考え方を持たせておりません。すぐ課にしてはどうかという、そのとおりの案でございます。で、特に局にしたということにつきましては、全体の機構の形をつくる。ただいまは、何と申しますか、外局におきましてはなかなか局というのは少いございます。まあ、だんだんそういうふうな局ということにしてもらつたほうが形式的にはいいというだけの軽い気持ちでございます。

○北村暢君 行政管理局長にお伺いしますが、外局の府に局のあるところもあるし、部のところもあるといふように、一貫してないようですがね。行政管理局のよう、あなたが管理局長と、そこには部を基準に局にするのか、外局の府ですよ、府下に局もしくは部というのがあるんですが、何を基準にして局にし、局でないものは部にしておるのか、これはどうも区別がはつきりしないようですね。人員が多いから局にするのか、こう思つて見ると、どうでもないようですね。ですから、組織の複雑性とか何とかで局というのかと思うと、そうでもない。何が基準だかわからぬ。したがつて、いま宮内庁長官のおおしゃられるよう、部であつてもあまり変わらない、どうという意味はないが、局長のほうが部長のほうよりはよからう、こういうだけのこと、そういう単純なことで外局の局と部というものを置いているんですか、どうなんですか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。外局におきまして局を置く、部を置くという区別は、これは国家行政組織法のたまえから申しますと、「府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる」、これは第七条

局が置いてあるわけでございます。その他のもの長とする府におきましては、部のかわりに局を置くことができるということで、現在、外局の府はど

うな意味合いでなつております。また、一般的にまあ外局におきます局と部の区別は、そういうよ

うことで、まず大臣の所管の事務を局に大きく分けておきます。形式的には概念的に申しますと、大臣の所管しております事務をどこまでどう分けたらば一般行政事務の執行がやりやすいかと

が一番都合のいいように、行政事務の執行がしゃべりやすいように分けますのが、局または部といふと、大臣の所管しております事務をどこまでどう分けます。また、課につきましては、局または部の中を、ただいまと同じように、局長あるいは部長の所掌いたします仕事を小さい単位に分割しておきます。なお、部につきましては、これは非常に不明確でございますが、原則といつたましましては局及び課で構成して、その課が数が多くなつた場合には、まあいわば中二階的なもの

で、そこをくくつたほうが行政事務の執行に容易であるという場合に部を置くというふうに考えておりまして、非常にまあ概念的な御説明になりますが、正直に申しまして、ほかの国の法制を見ましたが、正直に申しまして、ほかの国と見ると、どうでもないようないふうに見えることがありますので、事実問題といたしましては、責任の課はこれのものということをきめたもののは、私まだ寡聞にしてよく勉強いたしておりませんが、どうもあまりないのではないかと思つてお

りますので、事実問題といたしましては、責任のことは、こういふふうに見えますとか、他との関連とか、そういうことからここは局、ここは課ということになつておきます。また警察庁につきましては、これはおおむねそういうふうに理解いたしております。

○北村暢君 肯定的におおむねそういうふうに理解いたしております。ただ、この府のうちに、國務大臣は局が置いてあるわけでもあります。その他のもの長とする府におきましては、部のかわりに局を置くことができるということで、現在、外局の府はど

うことですわね。だから公安調査廳を見るといふと、これは部制ではあるが、公安調査廳といつぱり変わった局があります。それから警察庁、それからあるいは検察庁、検察庁は部ですね。ところが、警察庁は局があるのではないですか。それで局があつて、これはまた三条機関ではないでしよう、八条機関であります。それから警視庁、それからあるいは検察庁、検察庁は部ですね。ところが、警察庁は局があるのではないですか。それで局があつて、これはまた三条機関ではないで、この制約を受けています。だから、局であつても、部であつてはいけない。だから、局であつても、部であつてもいいというふうに解せないのですが、ところが警察庁といふと、これは本当に大きな機関ですね。これは私どもいろいろな意味合いでなつております。また、一般的に正直に申しまして非常にむずかしい問題だと思つております。形式的には概念的に申しますと、大臣の所管の事務を局に大きく分けておきます。形式的には概念的に申しますと、大臣の所管の事務をどこまでどう分けたらば一般行政事務の執行がやりやすいかと

てあります。それで、大臣の所管の事務をどこまでどう分けます。また、課につきましては、局または部の中を、ただいまと同じように、局長あるいは部長の所掌いたします仕事を小さい単位に分割しておきます。なお、部につきましては、これは非常に不明確でございますが、原則といつたましましては局及び課で構成して、その課が数が多くなつた場合には、まあいわば中二階的なもので、そこをくくつたほうが行政事務の執行に容易であるという場合に部を置くというふうに考えておりまして、非常にまあ概念的な御説明になりますが、正直に申しまして、ほかの国と見ると、どうでもないようないふうに見えることがありますので、事実問題といたしましては、責任のことは、こういふふうに見えますとか、他との関連とか、そういうことからここは局、ここは課ということになつておきます。また警察庁につきましては、これはおおむねそういうふうに理解いたしております。

○北村暢君 警察庁と検察庁、これは八条機関であります。ただいまの局、部の問題の適用外の八条機関と、このことで、例外といふこと、例外と申します

と、これはおおむねそういうふうに理解いたしております。ただ、この府のうちに、國務大臣は局が置いてあるわけでもあります。その他のもの長とする府におきましては、部のかわりに局を置くことができるということで、現在、外局の府はど

うことですわね。だから公安調査廳を見るといふと、これは部制ではあるが、公安調査廳といつぱり変わった局があります。それから警視庁、それからあるいは検察庁、検察庁は部ですね。ところが、警察庁は局があるのではないですか。それで局があつて、これはまた三条機関ではないでしよう、八条機関であります。それから警視庁、それからあるいは検察庁、検察庁は部ですね。ところが、警察庁は局があるのではないですか。それで局があつて、これはまた三条機関ではないで、この制約を受けています。だから、局であつても、部であつてもいいというふうに解せないのですが、ところが警察庁といふと、これは本当に大きな機関ですね。これは私どもいろいろな意味合いでなつております。また、一般的に正直に申しまして非常にむずかしい問題だと思つております。形式的には概念的に申しますと、大臣の所管の事務を局に大きく分けておきます。形式的には概念的に申しますと、大臣の所管の事務をどこまでどう分けたらば一般行政事務の執行がやりやすいかと

てあります。それで、大臣の所管の事務をどこまでどう分けます。また、課につきましては、局または部の中を、ただいまと同じように、局長あるいは部長の所掌いたします仕事を小さい単位に分割しておきます。なお、部につきましては、これは非常に不明確でございますが、原則といつたましましては局及び課で構成して、その課が数が多くなつた場合には、まあいわば中二階的なもので、そこをくくつたほうが行政事務の執行に容易であるという場合に部を置くというふうに考えておりまして、非常にまあ概念的な御説明になりますが、正直に申しまして、ほかの国と見ると、どうでもないようないふうに見えることがありますので、事実問題といたしましては、責任のことは、こういふふうに見えますとか、他との関連とか、そういうことからここは局、ここは課ということになつておきます。また警察庁につきましては、これはおおむねそういうふうに理解いたしております。

○北村暢君 警察庁と検察庁、これは八条機関であります。ただいまの局、部の問題の適用外の八条機関と、このことで、例外といふこと、例外と申します

いうものについて宮内庁に指示をしたんですかと

聞いて聞いたところが、別段指示はいたしておりません。

外局の長で大臣がやつていてないところはおおむね部でよろしいんだということになると、それを局にするということを出すこと自体もおかしいことになるわけですがね。したがって、行政改革に対する基本的な考え方を大臣に前にお伺いしたんですけども、どうもはつきりしなかったですね。したがって、こういうことが私は形式的に総務長官は宮内庁を監督しておるということを言っておられるんだが、事實上はこれは何もやつておらないじゃないかというふうに受け取られる事実がここに出てきておる、こういうふうに思います。したがって、大臣としては部を局にすることを肯定せられるのかどうなのか。それから行管はこれを一体どう処理されるのか、この点をお伺いいたします。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまのお話は先ほど書きわめて抽象的に申し上げたのであります。が、宮内庁というものの特殊性というものをどこまで考えるかという問題、したがって、普通の行政機関として並べますと外局であり、部でもつて、あるいは総理府の機関からもう少し直接の政府直属のものにするというような問題が、いわゆる格の問題として検討する多少問題が残っています。私どもこれに対し、今日直ちにどちらといふふうな結論を得ておりませんので、先ほど申し上げましたように抽象的に申し上げたのですが、しかし、そういう問題がやはり全然出ないわけじやないので、やはりそういうことも考慮する余地がある。やはりこれは適当なときに結論が出てくるべきではないか。ただそういう問題があるということを私ども知つて、宮内庁の問題に対処しておる次第であります。

○山崎昇君 総務長官があまり時間がないよう

すから、私は人事面からひとつお伺いをしていきたいと思います。

宮内庁の長官は、宮内庁法の二条であります

と、認証官ですね。ところが同じ認証官でも、人

事官になると、これは国会の承認を得ているわけですね。ところが宮内庁の長官になると、認証官ですが、そういう手続はない。また別な要素でい

うと、同じ審議会であっても、私どもからい

うと、あまりたいした審議会でないと思つても、そ

の委員等は国会の承認を得るもののがかなりある。

ところが、この間來たいへん問題になつておる

米価審議会の委員となると、これはそういう手続

でもない。そこで私は総務長官にお尋ねしたいの

だが、人事面からみますと、この任命にあつて、どうも私は統一方針がないのではないか。そ

のつどそのつどやられておるのはないだろう

か。これは関係する法律もありますから、一がい

にここですぐどうこういうことは言えません

が、もう少し私はこういう点、総理府ではやはり調

整すべきものでないだらうかと常々思つておるわ

けなんですが、この任命について総務長官はどう

いうふうにお考えになりますか、聞いておきた

い。

○國務大臣(床次徳二君) 今日の機構におきましては、お説のとおりいろいろの種類がまざつておりますが、そのこと自体はそれぞれの設置法であります。が、そのことと、その点は主として行管のはまつてまいりまして、この点は主として行管のはうにおいて扱つておるわけでありまして、その範囲内におきまして、私どもは任命の問題を処理しております。おきまして、私どもは任命の問題を処理しておるという状態でございます。

○山崎昇君 管理局長おいでですから、いま設置

法できまつてること私は承知をしておるわけ

です。そこで行政管理庁ではどういう基準でそ

ういうものがやられるのか。それから設置法でき

ます。関係の省庁、総理府、人事院その他とよく

相談いたしまして検討を進めさせていただきたい

ましてこれは判断いたしております。ただその

結果として、確かにアンバランスと申しますか、

不均衡はある程度御指摘のとおりあるかとも思

います。関係の省庁、総理府、人事院その他とよく

相談いたしまして検討を進めさせていただきたい

と思います。

○山崎昇君 関連ですからもう一つで。私は総理

府の設置法の十八条を見ると、外局というのがず

らつと並んでいるわけです。このうち約六つほど

は、直接国務大臣が長官をやられているわけです

ね。もちろん国務大臣でありますから、これは認

議会でも付属機関もあります、そうでもないものもある。そういうものについてはやはり人事面からそこは総理府としては検討すべき立場にあるのじやないかと思うのです。ただ設置法が出てきたからそれに沿つてやりましたというのでは済まないのではないかという私は気がするのです。

ですから設置法關係についてはいま行管の局長か

ら聞きますが、人事面からやはり総理府というの

は私はそういう全般的な調整をはかるべきじやな

いかと思つてゐるのですが、その点についてだけ

きょうは聞いておきたい。

○國務大臣(床次徳二君) この点は、法律を設けます際におきまして、行管ともよく相談しながら從来きておるのであります。が、何ぶんにもそのでございましたときの沿革、沿革と申しますか、そのときの特殊事情によりまして行なわれておる。特に宮内庁の長官は、私は宮内庁の特殊性というものがあつたのではないかというふうに今日推測するが、認証官の場合は、この國務大臣が長になっておられるのと同一に扱うという、そういう意味が

あります。しかし、性格からいえば、あるいは機能面

からいえば、私はそういうことがいえるのではないか

と、明らかに文理解釈からいけば違反になるわけ

あります。しかし、私は局制というものを宮内庁が考えられ

たのではないかというふうに推定をしておつたわ

けです。しかし、これは國家行政組織法からいく

が認証官の場合は、この國務大臣が長になつて

おられるのと同一に扱うという、そういう意味が

あります。しかし、性格からいえば、私はそういう

が理解をすれば、機構の上では総理府の外局で

あります。が、この局制という問題を考えられたのは、私な

どもからそれによってやりましたというのでは済

まないのではないかという私は気がするのです。

ですから設置法關係についてはいま行管の局長か

ら聞きますが、人事面からやはり総理府とい

うかと思つてゐるのですが、その点についてだけ

きょうは聞いておきたい。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまの御質問であ

りますが、行政管理庁その他、大臣が長であり

ますものは、総務長官の下にはないという取り扱

いになつておるわけであります。したがつて、宮

内庁の場合には、認証官であります。が、大臣でな

いので、一応所属としたしましては総務長官に属

する。これは全く取り扱いございますが、そ

ういふ趣旨でござります。

○政府委員(河合三良君) ただいまの御質問でござりますが、宮内庁から行政機構の改革案をいた

る。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまの御質問であ

りますが、行政管理庁その他、大臣が長であり

ますものは、総務長官の下にはないという取り扱

いになつておるわけであります。したがつて、宮

内庁の場合には、認証官であります。が、大臣でな

いので、一応所属としたしましては総務長官に属

する。これは全く取り扱いございますが、そ

ういふ趣旨でござります。

○政府委員(河合三良君) ただいまの御質問でござりますが、宮内庁から行政機構の改革案をいた

さだきました際にも、これはやはり国家行政組織法の一部改正を前提とするというようなお考までいたいでいるわけでございます。そこで、もちろん行政組織法との矛盾点は法改正によって改正するという前提でいるわけであります。また先ほどの北村委員の御質問でござりますが、官内庁からこういう案をいただきまして私どもは検討いたしましたが、元来この行政機構改革案をお出しいただきました趣旨は、昨年の二月の閣議決定に基づきまして、行政機構の簡素合理化ということを目途といたしまして各省庁に御検討をしてございますが、元来この改革案をお出したくようにお願いいたしました趣旨が機構の簡素合理化であるということをございますので、こういう拡大的な要素を含む理解できることはあるわけでございますが、本來この改革案をお出したくようにお願いいたしました趣旨が機構の簡素合理化であるということをございますので、これは今回は認めないと、改革につきましては、これは認めないと、考え方で対処いたしております。なお、いただきました中の臨時皇居造営部の廃止は実施させていただきます。

○北村暢君 いまの山崎さんの質問の認証官の問題、それからいまの総務長官、行政管理局長の山崎委員に対する答弁、これによると、國家行政組織法の点からいえば、長官が大臣じゃないから局ではない部だ、こういうことですが、まあ山崎さんの指摘された点は、同じ長官でも各省の外局の長官と違つて、認証官であるという点は違うのじやないか、かつては國務大臣ではないけれども、内大臣というのですか、という形で非常に高い地位を現在の長官の地位に与えていたというとのござりが認証官として残っているんじゃないか、こういうふうに思うのですけれどもね。そういう点からいって、宮内庁はやはり特別な扱いをしていいのではないか解釈上も無理なんじやないか、こういう山崎さんの意見だったと思うのですね。ですからまあ管理局長のいまの答弁については、答弁なりにわかりました。わかりましたが、今後検討す

る、今回はあれでされけれども、立場、基本が変われば、その考え方というものは変わり得るわけでしょう。したがつて、今後はそういう面で検討する余地があるのかないのか、いまの現状においてはこれは認めるわけにはいかないんですが、今後検討する余地というものはあるのかないのか、この点だけちょっとお伺いしておきます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの、認証官であるから大臣と同格に扱つてはどうかという御趣旨のように伺いましたが、大臣ということは、これは閣議に列する行政府の最高議会議体のメンバーでございます。そういうのが長になつてゐるということと、それから認証官、もちろんこれは身分の高い方で、そういう意味で非常に特殊な方だということは十分に承知いたしておりますが、そういう方であるから大臣と同じに、同格に扱うということには、私は、理屈から申しまして必ずしもならないというふうに考えております。ただ宮内庁につきましては、総務長官、宮内庁長官からいろいろお話をございまして、とにかく歴史的にも、伝統から申しましても特殊なものであるということで、先ほど来ておりました宮内庁の方自体について考えてるべきでないかという御意見については、臨調でもいまのお話のとおりの御指摘ではございませんが、指摘されておりまし、そういう意味で検討をすべきものというふうには考えております。

○山崎昇君 私の言ったことが誤解されては困るんで明らかにしておきたいと思うのですが、私は認証官だから國務大臣と同じだという意味で言つているわけじゃないんです。ただ、この國家行政組織法なり、あるいは總理府の設置法等を見るところ、外局がたくさんあるけれども、國務大臣を長に充てている外局と比べてみると、宮内庁の長官というのは認証官だから、人事面でいえば私は対等の関係にあると見てもいいではないか、機構的には違いますよ。それから同じことであります、たとえば人事官の場合は、もちろん内閣の所轄のもとということで法文も違いますし、あ

り方も違うから、私は同一に見ていくわけではありませんが、人事官も認証官である、そして人事院はこれは局制をとつておるわけですね。ですから、そういうこと等を私は考えてみれば、国家行政組織法の第七条に違反することは明らかだけれども、私は宮内庁から出されている第一次案といふのはどうも行政管理庁というのを拡大解釈がお好きなようですから、したがって、この局制といふものを考える場合には、國務大臣というものを認証官に置きかえて考えておられるのではないだらうか、そういう気がするから、先ほどのようないい質問をしたわけなんです。ですから、いまあなたが聞けば國家行政組織法を変えるのが先決だとうのですね。これはまたそのときに私は国家行政組織法についていろいろ意見を持つておりますので述べたいと思いますが、いずれにしても宮内庁の第一次行政改革案を見るといふと、どうも私も七条でいくのですと、こういうことであれば私はそれが明快だと思う、その点だけ申し上げておかないと誤解を受けては困ります。

は、組織法上どういう地位に現在はあるのか、この点を御説明願いたいと思います。

○ 説明員(宇佐美義君) 式部官長を認証官一員として、内閣に於ける公使の地位は、組織法上どういう地位に現在はあるのか、この点を御説明願いたいと思ひます。

内閣にはすでに御承知のとおり長官と侍従長並んで、宮内庁にはすでに認証官でござります。式部官長につきましては、これは非常に各國大公使との関係というものは非常に深うございまして、大使級の相当の人で、就任していくとくどいような関係がございまして、いつも外務省とも話をいたしますが、大体、大使の経験者ということをございまして、そういう方を迎える場合に、やはり認証官ということがあり、迎えやすいということもございまして、できれば、そう願いたいという考え方であります。それから式部次長を置くというのは、そういうことを踏まえて次長を置くわけではあります、現在、式部副長は二人ございまして、一人を式部次長にして、一人を普通の式部官にするという考え方でございまして、その間、人員増もございません。ただ非常に忙しいときはほんとうに足りないのでございません。式部の仕事は非常に講和回復後急速に各国から参りまして、八十数カ国に及んでおりまして、特に人貞的にふえるということではございません。式部の仕事は非常に講和回復後急速に各国から参りまして、八十数カ国に及んでおりまして、その間、人員増もございません。ただ非常に忙しいときはほんとうに足りないのでございませんが、また用のないときは静かだということでもございまして、なかなか式部職の構成というのは流動的にしてはいかがかとわれわれは考えておるわけですが、まだ用のないときは静かだということでもございまして、なかなか式部職の構成というのは流動的にしてはいかがかとわれわれは考えておるわけだと思います。

それから最後に宮内庁病院でございますが、宮内庁病院は、ただいまは内部の規則によつて置いてある、根拠はそういうことでございまして、これはやはり付属機関としてはつきりとしていきたいという希望でございます。

○ 北村暢君 病院は付属機関ということになつておらないということは、行政管理庁ではどう見ておるのであるのでしょうか。この宮内庁病院というのは規模その他について他の付属機関の病院といふやうなものと区別されておられるのかどうなのか、従来の取り扱いについて、行管はどういうふうに見てきているのか、この点、お伺いしたい。

○政府委員(河合三良君) 構成その他から申しますとして、現在、宮内庁の内部の病院ということで、付属機関的なものとは考えておりません。

○北村暢君 長官にお伺いしますが、宮内庁の病

院といらるは、現状は一体どの程度の規模を持つて、どの程度の患者、その他の運営状況がどういうふうになっているのか、この点御説明を願いたい。そして行管には、この付属機関として明らかにしたいということでお案が出ているわけです。今後、付属機関というような形で認めていく、こういう方針なのかどうなのか、この点をお伺いしたい。

○説明員(宇佐美毅君)

宮内庁病院は戦前から宮内庁の職員の互助病院として、皇太后陛下からいろいろいただいた器械等がございまして、それを基礎にして前から職員のための相互の病院ということできただけでございますが、戦後は外が焼けまして、中の倉庫の中に入つておつたわけあります、数年前に小さな病院が新しくできました。それで、外来あるいは入院患者でござりますが、大体一ヵ月平均、外来が二千五百、入院が、月によつて違いますが、多いときで三百五、六十という程度でございます。

○政府委員(河合三良君)

ただいまの宮内庁の病院につきましては、これはこの行政機構の改革案といたしまして、いただいておりまして、予算要求としてまだ要求をいたしておりませんので、そういう観点からは検討いたしておりません。ただ、組織といたしまして付属機関にしたいという御希望があつたというふうに承つておりますが、今まで御要求をいたしましたが、今後その実情、内情をよく検討いたしまして、また御要求があるとすれば、その御趣旨を承つて対処いたしたいと思っております。

○北村暢君 大体趣旨はわかりましたが、どうも

機構改革の全体を見ますというと、行政管理庁も宮内庁といらるの性格からか遠慮したのかどう

うのか知りませんが、また他の官庁と違って行政

管理庁との連絡が密にいつてないのかどうか知りませんが、まあ希望のあるものは自由に出してもらつたらどうかというような程度で、それじや何でも出せるものは出してみようかというような

調子で出しているような感じがしますですね。他のところはやはり出していいものと悪いものと区別

をある程度してやつてあるように感じるのですがね。したがつて、ほかの省庁の改革案というの

は、案は比較的少ないようですね。ところが宮内

庁は、この十二項目にわたつてあるわけですが、このうち設置法並びに給定員法等で検討さ

れ、この考え方が一、二通つているような点も

あるようですが、大体において、どうもこの宮内

庁と行政管理庁の連絡というものが他の行政機関

に比べるといふと、どうもしつくりいつていい

という感じがするわけですが、したがつて、先ほど

総務長官から冒頭にありましたように、宮内庁の

位置づけが内閣府の問題とも関連して基本的に考

え、検討しなければならないということのよう

ございますから、この点については、あまり行管

のほうでも急いでおらないようですが、一体今後

そういうものについて、基本的な問題について検

討をする御用意があるのかないのか、この熱意の

問題、近い将来において、そういう基本的な問題

を論議することを考えているのかどうなのか、こ

れは総務長官と行管、両方にひとつ機構問題では

ありますから、この点から比較すればこれは事務量、業

務量といふものがそんなに増減する役所ではな

い、まあこういうふうに見ておるのでありますけれども、どうも宮内庁長官の先ほど説明では、相当苦しい人員のやりくりをして削減といふことに応じてきているようあります。そういう点からして、行管として宮内庁に対し特別の考慮を払うというようなことはあり得ない。まあ、すでに

五年削減の割り当てをした時点ではありますから、

そういうことだううと思ふんですが、どうも長官

の説明を聞いているという、非常に業務運営に

おいてもあまりうまくいっているといふふうにも

ない。定員の管理がうまくいくような状況にはな

い、こういうことのようござりますから、これ

についての見解を聞いておきたいということと、

それからもう一つは、宮内庁の職員の平均年齢が

一体どうなつてしまふうか。他の官庁と比較し

て非常に高年齢層の方が多い、こういうふうに聞

いているのですが、実情はどうのになつてお

ります。

えております。したがつて、将来的検討事項としては、この点は取り扱つてまいりたいと思いま

す。

○政府委員(河合三良君) ただいま総務長官から

お話をございましたように、総理府、内閣の機能

という問題につきましても、今後できるだけ検討

を加えていくべきだというような考え方を持って

申し上げますと、宮内庁職員は二十一・八年、一

般公務員のほうは十七・二年ということに相なつ

ておりますが、ただ非常に宮内庁のあり方という問

題になりますと、問題も大きめうござりますし、

そういう意味で、いつどん時期にということを

申し上げる立場ではないと思いますが、研究問題

として検討いたすべきものというように思つてお

ります。

○北村暢君 次に、定員問題についてお伺いいた

しますが、先ほど宮内庁長官から、占領下における

制約等もあって、人員の削減を重ねて今日まで

相当数の減員がなされて、千二百十六人ですか、こ

れがまた三ヵ年計画で六十何名も減つていくとい

うことのようござりますが、基本的に、私は最

初に述べたように、宮内庁といふところは行政需

要も、他の官庁から比較すればこれは事務量、業

務量といふものがそんなに増減する役所ではな

い、まあこういうふうに見ておるのでありますけれども、どうも宮内庁長官の先ほど説明では、相当

苦しい人員のやりくりをして削減といふことに応じてきているようあります。そういう点からして、行管として宮内庁に対し特別の考慮を払うというようなことはあり得ない。まあ、すでに

五年削減の割り当てをした時点ではありますから、

そういうことだううと思ふんですが、どうも長官

の説明を聞いているという、非常に業務運営に

おいてもあまりうまくいっているといふふうにも

ない。定員の管理がうまくいくような状況にはな

い、こういうことのようござりますから、これ

についての見解を聞いておきたいということと、

それからもう一つは、宮内庁の職員の平均年齢が

一体どうなつてしまふうか。他の官庁と比較し

て非常に高年齢層の方が多い、こういうふうに聞

いているのですが、実情はどうのになつてお

りますか。この一点、まずお伺いしたいと思いま

す。

○説明員(宇佐美毅君) 手元にございます資料で

申し上げますと、宮内庁職員の平均年齢は四十

一・九歳、それから国家公務員全体の昭和四十三

年四月一日現在が三十八・三歳。平均勤続年数を

申し上げますと、宮内庁職員は二十一・八年、一

般公務員のほうは十七・二年ということに相なつ

ておりますが、仰せのとおり、宮内庁の職員の勤続

年数あるいは平均年齢というものは自然に高く

なつておるわけあります。

○政府委員(河合三良君) 宮内庁の定員につきま

しては、これは先ほど来、長官からもお話をござい

ましたように、削減がかなり従来多かつたような

事情があると思いますが、今回五%削減につきま

しては、これは各省庁と同じ基準で計算をしていた

だきました、そのとおりの、何と申しますか、そ

れによって宮内庁なるがゆえに特別削減率をゆる

めるというふうなこともいたしませんが、一般の

削減率で計算をいたしております。

○北村暢君 定員の今度の設置法の改正で、臨時

皇居運営部の廃止に伴う減、それから新しい牧場

のほうも定員が減になつておるようですが、そ

のままして、そのとおりの、何と申しますか、そ

れによつて宮内庁なるがゆえに特別削減率をゆる

めることもいたしませんが、一般の

削減率で計算をいたしております。

○説明員(宇佐美毅君) 秘書課長からちょっと御

問題、近い将来において、そういう基本的な問題

を論議することを考えているのかどうなのか、こ

れは総務長官と行管、両方にひとつ機構問題では

ありますから、この点から比較すればこれは事務量、業

務量といふものがそんなに増減する役所ではな

い、まあこういうふうに見ておるのでありますけれども、どうも宮内庁長官の先ほど説明では、相当

苦しい人員のやりくりをして削減といふことに応じてきているようあります。そういう点からして、行管として宮内庁に対し特別の考慮を払うというようなことはあり得ない。まあ、すでに

五年削減の割り当てをした時点ではありますから、

そういうことだううと思ふんですが、どうも長官

○説明員(福留守君) お答え申し上げます。

新宮殿の完成に伴う振りかえ増、それから皇孫御誕生に伴う振りかえ増及び京都事務所における工事監査事務の強化に伴う振りかえ増以上でございます。

○北村暢君

先ほど宮内庁の職員は年齢的に非常に高いということが出ましたが、特に他の官庁よりも人事の新陳代謝がないために年齢的に高くなっておる、こういうことなんだろうと思うのですが、それでも退職される方が次々に毎年出ているだろうと思うのですが、定年的なものは、まあ定年制はないわけでしょうけれども、どんな運営をやつておるか。それからやめられる方、宮内庁は非常に特殊な職場でありますため

お尋ねいたします。

○説明員(宇佐美義敬君) 一般事務系統の場合におきましては、課長クラスにおきましては、六十歳になりますと大体後進に道を譲り、それからその

下の課長以下の課長補佐、係長というクラスにおきましては、大体六十三から六十五ぐらいの間に後進に道を譲るという最近ずっと慣例ができてまいりまして整理をいたしておりますが、ただ御承知のとおりに、宮内庁の仕事には大きな家庭のような仕事がございまして、あまりおそばの人たちがしょっちゅう転任でかわるということ是非常にぐあいが悪いという問題もございます。

そういう面から特別職の人も相当おりまして、長くつとめるという人が出てまいりておるわけでございます。そういう点から一般平均年齢といふものは相当高くなっているということはあると思います。これはほかの役所にはあまりないことでございますが、八十ぐらいの人も一、二あるというような状況でございます。これは非常に特殊技能というような人もおりまして、後継者の関係もあって、そういうような事態が起こつておるわけであります。われわれもあまり平均年齢が高くなることにつきましては、いろいろふうをし

ておりますけれども、いまのような実情でござります。

それから親子二代にわたつてという人もあります。そういう関係で、一般よりもどうしても少しは長くなるという関係が出てまいります。

○北村暢君

が、これはまあ非常に家庭的雑務というか、そういう形、あるいは単純な事務というようなのが多

いわけでございまして、新しい再就職というのはなかなかむずかしい点がございます。しかし、ま

あみんなで適当なところに努力をして世話をいたしておりますが、なかなか思うようにいかない点

があるのは事実でございます。

○北村暢君 きょうの最後の質問にさしていただきたいと思いま

りますが、宮内庁の旅費、超勤等の庶務問題についての質問を前の設置法のときにだいぶこまかくやつたんだありますが、その後の運用は一体どう

いうふうに改善されているのか、この点、概略で

いいですから説明していただきたいと思いま

す。

○説明員(福留守君) お答え申し上げます。

超過勤務手当につきましては、本庁十八時間、

地方八時間という線まで改善されております。

お、旅費等につきましても、以前は総理府全般の

基準より低い面があつたのでございますが、それ

も一般並みに改善されてしましましたので、ま

ずの基準まで来ているのではないかと思ってお

ります。

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十日)

一、法務省設置法の一部を改正する法律案(予

一、恩給法等の一部を改正する法律案(予備審

査のための付託は二月二十一日)

一、同和対策事業特別措置法案(予備審査のた

めの付託は四月十六日)

法務省設置法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第六五三〇号 昭和四十四年六月二日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 平島 敏夫君

透外千三百七十七名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九二二号 昭和四十四年六月四日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 広島市旭町一、三九五ノ三 村上 博美外百三十七名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九二三号 昭和四十四年六月四日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町四ノ五ノ八 岡井義雄外百九十二名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九八九号 昭和四十四年六月五日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 岡山市青江七六七 西山富佐太外 五百六十一名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九〇号 昭和四十四年六月五日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 岡山市室町六ノ二 村上義人外百三十名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九九号 昭和四十四年六月五日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 木村 隆男君

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九九号 昭和四十四年六月三日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 岡山市青江七六七 西山富佐太外 五百六十一名

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九九号 昭和四十四年六月三日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 神代勘次郎

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九九号 昭和四十四年六月三日受理

退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 連盟内 神代勘次郎

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第六五九九号 昭和四十四年六月三日受理

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

法務局、保護観察所及び入国管理局職員の増員等に関する請願

請願者 新潟市中山五二八 石附界外百九
十四名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第四五九〇号と同じである。

第五八八八号 昭和四十四年六月三日受理

追放警察官に対する救済に関する請願

請願者 千葉市市場町二財団法人千葉県旭
光会内千葉県警友会連合会内 渡
辺良雄外五十七名

紹介議員 渡辺一太郎君

大東亜戦争の終結に伴い追放ひ免された元特高警察並びに武徳会関係の警察官に対する救済策として、左記事項の早急実現を図られたい。

一、追放警察官の恩給、退職金等の恩典につき、通常退職の警察官と同等の待遇をするよう改善すること。
二、追放後二十余年の長い年月にわたり、物心両面の心労を続けてきたわれわれに対し、適當な慰謝の方途を講ずること。

理由

一、終戦時におけるわれわれ特高係警察官並びに武徳会関係警察官に対する一せいひ免ないし追放は、左記のとおり理論的にも人道的にもきわめて不合理かつ非人道的措置と言わねばならない。

1 この追放ないし免は、連合軍司令部の報復的な一方的措置であつて日本政府がやむなく実施したものと認められる。
2 この追放令の対象となつた特高係や武徳会関係者は、當時中央集権的な警察機構により、その地位や係にいたとの故をもつて警察官である身分までも追放される理由はなく、まったく人権を無視した措置であつた。
3 戰争遂行の責任者として追放価値の高い人々は他には多數いたにもかかわらず、その価値において比較にならぬわれわれ下級警察

官を対象としたことはまつたく納得しがた

い。

4 このような追放は、ひたすら国家の命令を遵奉し、忠実に奉公のまことをつくした者を罰したもので、占領軍の一大失態であり日本国の責任とも言うべきものである。

(資料添付)

第五八九〇号 昭和四十四年六月四日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(三通)

請願者 北九州市若松区大池町三一 鍋口
利夫外二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五八九一号 昭和四十四年六月四日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(六通)

請願者 鹿児島県姶良郡霧島町田口 永田
とめ外五名

紹介議員 川上 炳治君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第五九八八号 昭和四十四年六月五日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(五十六通)

請願者 鹿児島県鹿児島郡吉田村本名六、
二四一 上村藤吉外五十七名

紹介議員 田中 茂徳君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第六〇二六号 昭和四十四年六月五日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区東四ノ一二ノ二六神
社本厅内 宝来正彦外二十名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

昭和四十四年六月二十六日印刷

昭和四十四年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局